

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年7月16日

【発行者名】 三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ
(Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター 皆川 宏

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アールン通り
287 - 289番
(287-289, Route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
同 十枝 美紀子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
U B S 豪ドル・ボンド・インカム
(UBS AUD Bond Income)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
当初申込期間（平成22年8月2日）
1億オーストラリア・ドル（約75億円）
継続申込期間（平成22年8月4日から平成23年8月31日まで）
100億オーストラリア・ドル（約7,508億円）を上限とする。
（注）オーストラリア・ドル（以下「豪ドル」という。）の円貨換算は、
便宜上、平成22年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の
対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝75.08円）による。以下、
豪ドルの円貨表示はすべてこれによるものとする。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ＵＢＳ 豪ドル・ボンド・インカム（UBS AUD Bond Income）（以下「ファンド」という。）

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

受益証券は、記名式無額面受益証券で、クラスＡ受益証券およびクラスＳ受益証券の２種類である。（以下、個別にまたは総称して「受益証券」という。）。

日本国内においては、クラスＡ受益証券のみの募集を行う。

受益証券の格付は取得していない。

受益証券は追加型である。

（３）【発行（売出）価額の総額】

当初申込期間（平成22年８月２日）

１億豪ドル（約75億円）

継続申込期間（平成22年８月４日から平成23年８月31日まで）

100億豪ドル（約7,508億円）を上限とする。

（注１）豪ドルの円貨換算は、便宜上、平成22年６月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１豪ドル＝75.08円）による。以下、豪ドルの円貨表示はすべてこれによるものとする。

（注２）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されるが、受益証券は豪ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り豪ドルをもって行う。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（４）【発行（売出）価格】

当初申込期間（平成22年８月２日）

１口当たり10.00豪ドル

継続申込期間（平成22年８月４日から平成23年８月31日まで）

管理会社により申込みが受領された営業日における受益証券１口当たり純資産価格

（注）「営業日」とは、12月24日を除く、(1) 東京、ルクセンブルグおよびシドニーの銀行営業日であり、かつ(2) オーストラリア証券取引所の取引日である日をいう。その他の用語の定義については、別紙を参照のこと。

（５）【申込手数料】

日本における申込手数料は、申込金額の2.10%（税抜2.00%）を上限として日本における販売会社（以下に定義する。）または販売・買戻取扱会社（以下「販売取扱会社」という。）が別途定める料率とする。なお、日本における販売会社である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券」または「日本における販売会社」という。）および販売取扱会社である株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行（以下「三菱東京ＵＦＪ銀行」という。）では、申込口数により以下の手数料率を適用する。

申込口数	申込手数料
100,000口未満	申込金額の2.10%（税抜2.00%）
100,000口以上	申込金額の1.05%（税抜1.00%）

（注）販売取扱会社とは、日本における販売会社と受益証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からの受益証券の申込みまたは買戻しを日本における販売会社に取次ぎ、投資者からの申込金の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取扱う取次金融商品取引業者および取次登録金融機関をいう。

（６）【申込単位】

当初申込期間（平成22年８月２日）

500口以上１口単位

継続申込期間（平成22年８月４日から平成23年８月31日まで）

500口以上 1 口単位

(7) 【申込期間】

当初申込期間

平成22年 8 月 2 日（月曜日）

継続申込期間

平成22年 8 月 4 日（水曜日）から平成23年 8 月31日（水曜日）まで

ただし、営業日で、かつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日に限り、申込みの取扱いが行われる。

（注）日本における販売会社または販売取扱会社が定める申込締切時間までに受領されたものを当日の申込みとする。詳細は、日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

(8) 【申込取扱場所】

日本における販売会社：三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券

東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号

販売取扱会社：三菱東京ＵＦＪ銀行

東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 1 号

（注 1）日本における販売会社は、前記以外の金融商品取引業者または登録金融機関を販売取扱会社として随時指名することがある。

（注 2）前記の日本における販売会社の日本における本支店ならびに販売取扱会社の日本における本支店および営業所等において、申込みの取扱いを行う。ただし、三菱東京ＵＦＪ銀行の本支店および営業所等のうち、一部で申込みの取扱いを行わないこととする場合がある。詳細は、三菱東京ＵＦＪ銀行に照会すること。

(9) 【払込期日】

当初申込期間（平成22年 8 月 2 日）

平成22年 8 月 4 日（水曜日）

当初申込期間に関して日本における販売会社に支払われた申込金額の総額は、最終的に保管会社である三菱ＵＦＪグローバル・カストディ・エス・エイのファンド口座に、平成22年 8 月 4 日までに豪ドル貨で払い込まれる。

継続申込期間（平成22年 8 月 4 日から平成23年 8 月31日まで）

継続申込期間に関して各申込日につき日本における販売会社に支払われた申込金額の総額は、最終的に保管会社である三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイのファンド口座に、申込みが受諾された日から起算して 5 営業日目の日（以下「払込期日」という。）までに豪ドル貨で払い込まれる。

なお、投資者による払込みの方法については後記「(12)その他 (ハ)申込みの方法」を参照のこと。

(10) 【払込取扱場所】

前記「(8)申込取扱場所」に同じ。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

（１２）【その他】

（イ）申込証拠金はない。

（ロ）引受等の概要

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.）（以下「管理会社」という。）との間で日本における受益証券の販売および買戻しに関する平成22年7月14日付受益証券販売・買戻契約を締結し、受益証券の募集の取扱いを行う。

日本における販売会社は、直接または他の販売取扱会社を通じて間接的に受けた受益証券の販売・買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。

管理会社は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券をファンドに関して日本における代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、受益証券に関する目論見書を日本証券業協会に提出し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会に提出する等の業務を行う協会員をいう。

（ハ）申込みの方法

受益証券の申込みを行う日本における投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。申込金額は、豪ドル貨またはその円貨相当額で支払われる。円貨で支払われた場合における豪ドル貨への換算は、当初申込期間については申込日の、継続申込期間については申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日（通常、管理会社により申込注文が受諾された営業日の日本における翌営業日）（以下「国内約定日」という。）における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

当初申込期間における申込みに関し、投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社に対し、平成22年8月3日までに申込金額および申込手数料を支払うものとする。また、継続申込期間における申込みに関し、投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社に対し、国内約定日から起算して日本における4営業日目までに申込金額および申込手数料を支払うものとする。

申込金額の総額は、日本における販売会社により、各払込期日に保管会社である三菱ＵＦＪグローバル・カストディ・エス・エイのファンド口座に豪ドル貨で払い込まれる。

（ニ）日本以外の地域における発行

クラスＳ受益証券は、本募集に並行して海外において販売される。クラスＳ受益証券の海外における発行価額の総額は、1億豪ドルである。クラスＡ受益証券は、日本においてのみ販売される。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的および信託金の限度額

ファンドの投資目的は、中長期的に安定したインカム・ゲイン（利子収入等）およびキャピタル・ゲイン（売買益等）の獲得を目指すことにある。ファンドは、投資目的の達成を追求するため、主として、豪ドル建ての投資適格の公社債（国債、政府機関債、準政府債（州政府債）、国際機関債、社債、A B S（アセット・バック証券）およびM B S（モーゲージ証券）を含む。）に分散投資を行う。

ファンドにおける信託金の限度額の定めはない。

ファンドの基本的性格

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープン・エンド型投資信託として設立された。

管理会社は、ファンドの勘定で受益証券を発行する権利を有する。日本の投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて管理会社に対して通知することにより、各営業日に保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買い戻された受益証券について支払われる買戻価格は、買戻請求が管理会社により受領された営業日に決定される受益証券1口当たり純資産価格である。

管理会社が受託会社と協議の上、その裁量により存続期間の延長を決定しない限り、ファンドは、平成32年7月31日に終了する。

（2）【ファンドの沿革】

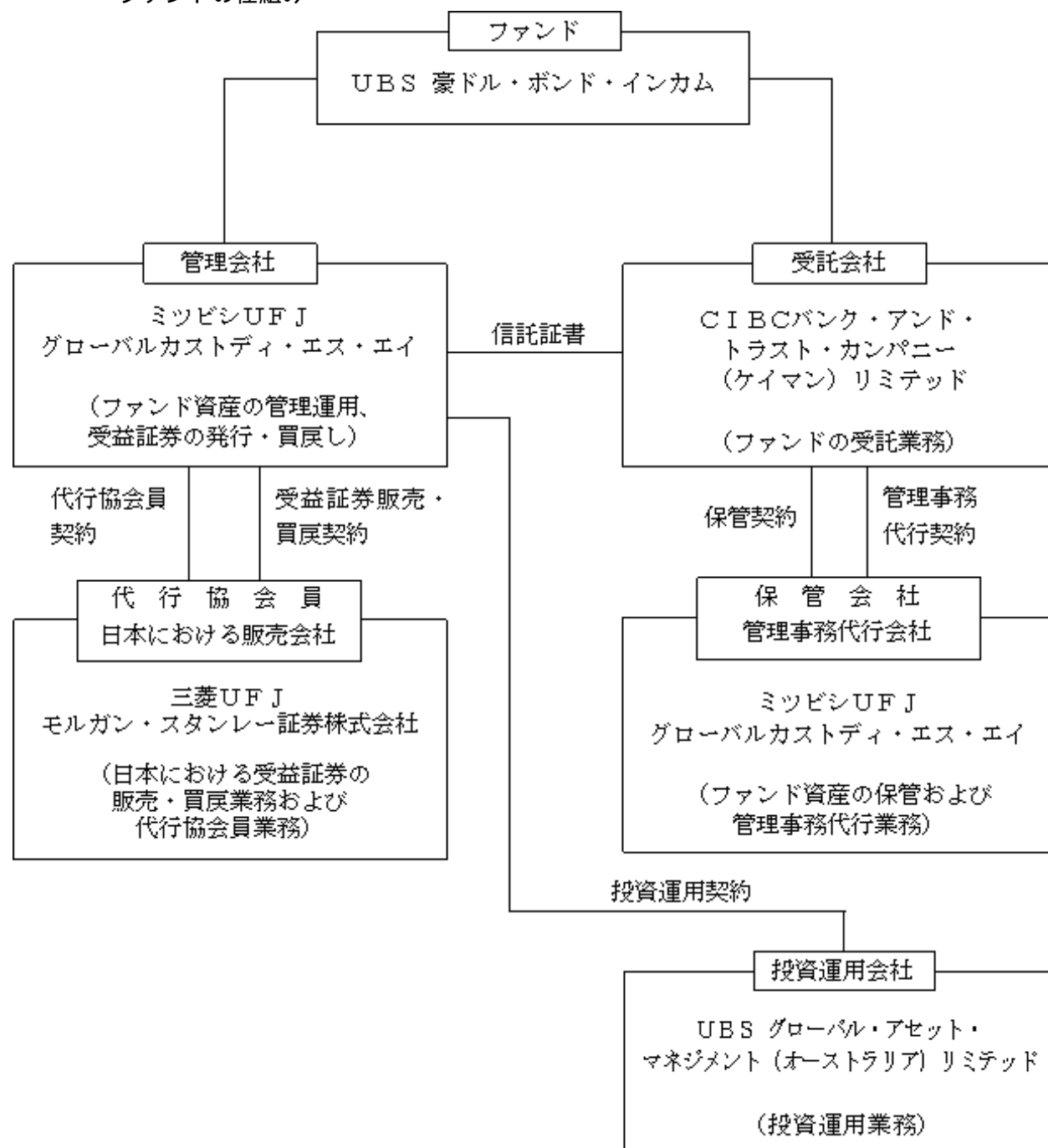
昭和49年4月11日 管理会社設立

平成22年7月9日 信託証書締結

平成22年8月4日 ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
三菱UFJグローバル カストディ・エス・エイ (Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)	管理会社 保管会社 管理事務代行会社	平成22年7月9日付で信託証書を受託会社と締結。信託証書は、ファンド資産の運用、管理、受益証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。 平成22年7月9日付で保管契約 ^(注1) を受託会社と締結。同契約は、ファンドの資産保管業務について規定している。 平成22年7月9日付で管理事務代行契約 ^(注2) を受託会社と締結。同契約は、ファンドの管理事務代行業務について規定している。
CIBCバンク・アンド・ トラスト・カンパニー (ケイマン) リミテッド (CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited)	受託会社	平成22年7月9日付で信託証書を管理会社と締結。信託証書は、ファンドの資産の運用、管理、受益証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。
UBS グローバル・ アセット・マネジメント (オーストラリア) リミテッド (UBS Global Asset Management (Australia) Ltd.)	投資運用会社	平成22年7月9日付で投資運用契約 ^(注3) を管理会社と締結。同契約は、投資運用業務について規定している。
三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	平成22年7月14日付で管理会社との間で代行協会員契約 ^(注4) を締結。同契約は、代行協会員業務について規定している。 平成22年7月14日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約 ^(注5) を締結。同契約は、日本における販売会社としての業務について規定している。

(注1) 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し、ファンドの資産保管業務の提供を約する契約である。

(注2) 管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社が、ファンドに対し、管理事務代行業務の提供を約する契約である。

(注3) 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンドに対し、投資運用サービスを提供することを約する契約である。

(注4) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券に関する目論見書の日本証券業協会に対する提出、受益証券1口当たり純資産価格の公表および決算報告書その他の書類の日本証券業協会に対する提出等、代行協会員業務を提供することを約する契約である。

(注5) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することならびに日本の投資者からの取得申込み・買戻しの注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

管理会社の概況

（ ）設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日付商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて昭和49年4月11日に設立された。1915年8月10日付商事会社法（改正済）は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。

（ ）事業の目的

事業の目的は、投資運用業務および投資顧問業務を提供することである。

（ ）資本金の額（平成22年6月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約33億円）

発行済株式総数 1,002,080株（一株37.04米ドルの記名式額面株式）

（注）米ドルの円貨換算は、平成22年6月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝88.48円）による。以下、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとする。

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、前記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

（ ）会社の沿革

昭和49年4月11日 設立

平成18年1月1日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイからバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイに変更

平成19年4月2日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイからミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイに変更

（ ）大株主の状況

（平成22年6月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	638,510株	63.72%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	285,900株	28.53%

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

（a）準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき設定され、ケイマン諸島の信託法（2009年改訂）（以下「信託法」という。）に基づき登録されている。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2009年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制されている。

（b）準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどの採用している。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、受託会社は、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、一般的に保管会社としてこれを保持する。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

ファンドは、信託証書の規定に従い、延長または期限前に終了しない限り、平成32年7月31日に終了する。

免税信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければならない。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

ミューチュアル・ファンド法（2009年改訂）

後記「(6) 監督官庁の概要」の項を参照のこと。

（５）【開示制度の概要】

（a）ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁に対する開示

ファンドは、目論見書を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報を記載しなければならない。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に提出しなければならない。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると知ったとき、または以下の事由があると信ずべき理由があるときはCIMAに報告する法的義務を負っている。

- （ ）弁済期に債務を履行できないまたはその可能性があること。
- （ ）投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- （ ）会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （ ）詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （ ）関係する法令に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。

ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島

（PricewaterhouseCoopers, Cayman Islands）である。ファンドの会計監査は、米国で一般に公正と認められた会計原則に基づいて行われる。

ファンドは、毎年8月末日までに2月末日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出する。

受益者に対する開示

ファンドの会計年度末は、毎年2月末日である。第一回の監査済年次財務書類は、平成23年2月28日までの期間について作成される。会計書類は、米国で一般に公正と認められた会計原則に従って作成される。会計年度末から6か月以内に、毎年の年次受益者集会前までに、監査済会計書類の写しが受益者に送付される。また、管理会社によって、未監査の半期報告書の写しが受益者に送付される。

（b）日本における開示

監督官庁に対する開示

（ ）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

受益証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。

管理会社は、ファンドの財務状況等を開示するために、ファンドの各会計年度終了後６か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後３か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を、E D I N E T等において閲覧することができる。

（ ）投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、改正済）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、ファンドの信託証書を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合または他の信託と併合をしようとする場合には、あらかじめ、変更の内容およびその理由等をその２週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

前記のファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

（６）【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制され、同法第４(1)(b)条に基づき登録されている。同条に基づき、ファンドは、ケイマン諸島における主たる事務所として、免許を受けた投資信託管理者（ファンドにおいては、受託会社）の事務所を指定しなければならないが、ファンド自体が免許を取得することを要しない。代わりに、ファンドの設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理につき十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、ならびにファンドの業務および受益権の募集が適切な方法により行われることについて、受託会社が満足していることを要する。ファンド（および受託会社）は、特に、ミューチュアル・ファンド法上、ケイマン当局に申請書ならびに監査済年次財務諸表および年次報告書を提出しなければならない。ファンドは、規制された投資信託として、ミューチュアル・ファンド法に基づきC I M Aの監督に服し、C I M Aは、いつでもファンドに、財務書類の監査を行い、同書類をC I M Aが特定する一定の期日までにC I M Aに提出するよう指示することができる。さらに、C I M Aは、受託会社にC I M Aがミューチュアル・ファンド法上の義務を遂行するために合理的に必要とするファンドに関する情報または説明を提出するよう求めることができる。受託会社は、ファンドに関するすべての記録を、合理的な時間に、C I M Aに提出または開示しなければならない。C I M Aは、開示された記録の写しを作成し、抄本を備置することができる。C I M Aの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服し、C I M Aは、裁判所にファンドの解散を請求することができる。

規制された投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、C I M Aは、一定の措置を取ることができる。C I M Aの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行についてファンドに助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。C I M Aは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ投資信託としてケイマン政府

の許可を受けている。受託会社は、C I M Aの監督下にある。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として許可されている。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

ファンドの投資目的は、中長期的に安定したインカム・ゲイン（利子収入等）およびキャピタル・ゲイン（売買益等）の獲得をめざすことにある。

ファンドは、投資目的の達成を追求するため、主として、豪ドル建ての投資適格の公社債（国債、政府機関債、準政府債（州政府債）、国際機関債、社債、ＡＢＳ（アセット・バック証券）およびＭＢＳ（モーゲージ証券）を含む。）に分散投資を行う。

ファンドは、ファンドの組入証券の価格変動のリスクをヘッジする目的およびファンドの投資戦略を実行する目的で、金融デリバティブ（先物、オプション、金利スワップ、アセット・スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップを含むがこれらに限定されない。）に投資を行うことができる。戦略の実行には、イールド・カーブ調整、デュレーション調整、セクター配分、銘柄選択および通貨配分が含まれ、実際の取引および／またはデリバティブを使用して実行されることがある。ただし、投資運用会社は、デリバティブの取引を行うにあたり、ファンドにレバレッジをかけることができない。

なお、当該時点におけるファンドの純資産総額および市況の動向等により、ファンドの資産が本項に記載されるとおり運用されない場合がある。

（２）【投資対象】

投資対象の種類

ファンドが投資する豪ドル建ての公社債には、以下が含まれる（ただし、これらに限定されない。）。

国債、政府機関債および準政府債（州政府債）

ファンドは、オーストラリア国債、オーストラリア政府関連機関が発行する政府保証債、オーストラリアの州政府が発行または保証する準政府債に投資することができる。

国際機関債

ファンドは、国際機関が発行する債券に投資することができる。

社債

ファンドは、オーストラリア内外の企業が発行する債券に投資することができる。企業による金融市場を通じた資金調達（直接金融）のニーズは拡大している。また、オーストラリア国外の、主として先進国の企業が、資金調達に付随する為替リスク分散のため、またオーストラリアでの事業展開を促進するため、豪ドル建てで債券を発行している。

アセット・バック証券（ＡＢＳ）およびモーゲージ証券（ＭＢＳ）

ファンドは、貸出債権や売上債権等の裏付資産を担保に発行される証券に投資することができる。当該資産から生じるキャッシュフローを原資として発行される資産担保証券のことをアセット・バック証券（ＡＢＳ）という。モーゲージ証券（ＭＢＳ）は、一般に、住宅ローン債権または商業用不動産ローン債権から生じるキャッシュ・フローを裏付けに発行されるものである。

仕組債

ファンドは、仕組債に投資することができる。仕組債とは、単一または複数の資産を裏付けとし、通常の債券と同様の形態で組成される債券である。仕組債は、定期的な利払いがあり、償還日が固定され、かかる償還日に額面金額を償還する。かかる証券は、他の債券と同様に、スタンダード・アンド・プアーズ社またはムーディーズ社により格付が付与され、価格が評価され、計算される。

デリバティブ

ファンドは、ファンドの組入証券の価格変動のリスクをヘッジする目的およびファンドの投資戦略を実行する目的で、金融デリバティブ（先物、オプション、金利スワップ、アセット・スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップを含むがこれらに限定されない。）に対する投資を行うことができる。

*** 発行体の所在地**

ファンドの投資対象となる有価証券の発行体の所在地はオーストラリアに限定されない。ファンドは、オーストラリア以外の政府、政府機関および国際機関ならびにオーストラリアにおいて設立されておらず、また住所地を有しない企業などの発行体が発行する債券に投資することがある。

*** 基準通貨および制限**

ファンドの基準通貨は豪ドルであり、豪ドル建て公社債を主な投資対象とする。豪ドル以外の通貨（ニュージーランド・ドルまたはその他先進国の主要通貨）建ての公社債に対する投資は、ファンドの純資産総額の20%を超えることができない。豪ドル以外の通貨建ての公社債を組み入れる場合には、原則として、可能な限り豪ドルに対して為替ヘッジを行う。

信用格付

目標平均格付

ポートフォリオの平均格付は、スタンダード・アンド・プアーズ社によるA - 格またはムーディーズ社によるA 3 格以上を目標とする。

各有価証券の最低格付（取得時）

投資対象となる各有価証券は、原則として、取得時において、スタンダード・アンド・プアーズ社によるBBB - 格以上またはムーディーズ社によるBaa 3 格以上の格付を得ていることを要する。これらの格付機関による格付を有しない場合、投資運用会社が前記格付と同等と判断した場合には、当該有価証券は最低の格付要件を満たしているものとみなされる。

非投資適格債

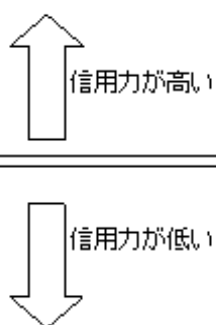
ファンドは、取得時にスタンダード・アンド・プアーズ社によるBBB - 格未満またはムーディーズ社によるBaa 3 格未満の格付を有する有価証券、または投資運用会社が前記格付と同等と判断する有価証券には投資を行わない。

ファンドによる取得後に保有債券の格付が低下して投資適格未満（BBB - 格またはBaa 3 格未満）の債券となった場合または投資運用会社により低下したものとみなされた場合には、ファンドの受益者の利益を適切に考慮したうえで、売却、すなわち当該状況の是正を優先しなければならない。

前記にかかわらず、実勢の市場の状況および市場の流動性に鑑み、ファンドの純資産総額の5%を上限として、格付が低下し投資適格未満（スタンダード・アンド・プアーズ社によるBBB - 格またはムーディーズ社によるBaa 3 格未満）となった債券の保有を一時的に継続することがある。

スタンダード・アンド・プアーズ社 ムーディーズ社
(S&P, Standard & Poor's) (Moody's)

投資適格債 (BBB-または Baa3以上)	AAA	Aaa
	AA	Aa
	A	A
	BBB	Baa
投資適格未満の 公社債 (BB+または Ba1以下)	BB	Ba
	B	B
	CCC	Caa
	CC	Ca
	C	C
	D	



(注) 格付会社の格付は、AA/AaからCCC/Caaまでのものについて、3段階の格付が付与される。

スタンダード・アンド・プアーズ社の場合の例：

AA+ ダブルエー・プラス
AA ダブルエー（フラット）
AA- ダブルエー・マイナス
A+ シングルエー・プラス
A シングルエー（フラット）
A- シングルエー・マイナス

ムーディーズ社の場合の例：

Aa1 ダブルエーワン
Aa2 ダブルエーツー
Aa3 ダブルエースリー
A1 シングルエーワン
A2 シングルエーツー
A3 シングルエースリー

ベンチマーク

ファンドは、UBSオーストラリア債券インデックス（UBS Australian Composite Bond Index 0+YR）をベンチマークとする（以下「ベンチマーク」という。）。ベンチマークは豪ドル建てで、オーストラリアの債券から、UBS証券（UBS Securities）の客観的基準で選ばれた投資適格債により構成されている。ベンチマークは、オーストラリアの債券市場を反映する指数として、広く機関投資家の間で使用されている。

平成22年5月末日現在のベンチマークの指数特性は、以下の通りである。

UBSオーストラリア債券インデックス

	銘柄数	時価総額 (10億豪ドル)	構成比率 (%)	平均クーポン (%)	最終利回り (%)	修正デュレーション (年)	平均格付
国債	12	119.2	27.67	5.78	4.89	3.96	AAA
準政府債	51	138.2	32.07	6.08	5.32	4.06	AAA
社債	197	73.2	16.99	6.62	6.50	2.25	AA-
国際機関 債 / 政府機 関債	106	100.3	23.27	5.78	5.63	3.24	AAA
合計 / 平均	366	430.9	100.00	6.02	5.47	3.54	AA+

平成22年5月末日現在

デュレーション

ファンドが目標とする修正デュレーションは、原則として、ベンチマークの修正デュレーションの±1.25年に維持されるものとする。

（参考）デュレーション・修正デュレーション

デュレーションは、金利の変動に対する公社債の価格の感応度を表すために使われる。この金利の変動に対する公社債の価格の感応度を表す指標として、デュレーションを（1 + 利回り）で割った修正デュレーションという指標も用いられる。このデュレーションまたは修正デュレーションの値が大きいほど、金利の変動に対する公社債価格の変動率は大きくなる。一般的に、満期までの残存期間の長い公社債のデュレーション・修正デュレーションの値は大きくなる。

（3）【運用体制】

管理会社は、投資運用契約を締結し、投資運用会社にファンドの投資運用を委託している。投資運用会

社の運用体制は、以下の通りである。

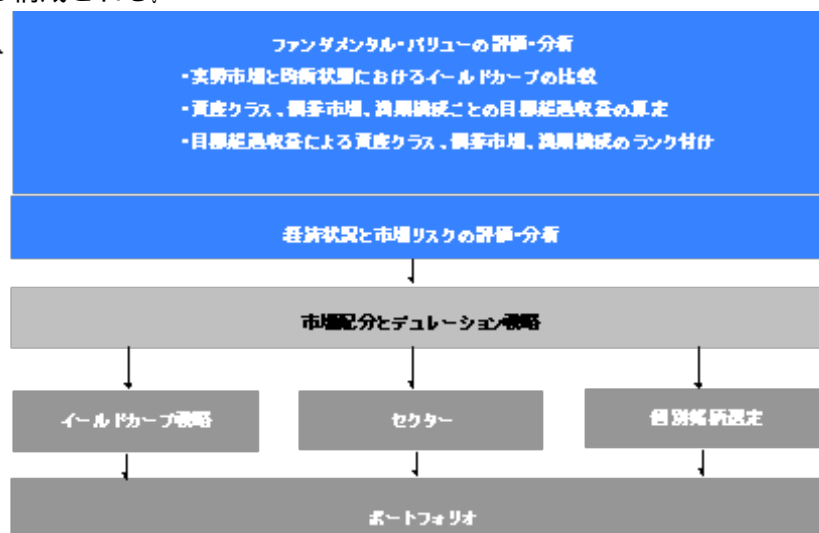
運用プロセス

ファンドは、債券の市場価格と投資価値の乖離に着目し、グローバルに確立されたUBSグローバル・アセット・マネジメント・グループの一貫した運用プロセスのもとにアクティブ運用を行う。ファンドは、UBSオーストラリア債券インデックスをベンチマークとする。ファンドの運用にあたっては、以下を重視して運用を行う。

- ・ ベンチマーク対比のデュレーション調整
- ・ ベンチマーク対比のパフォーマンス

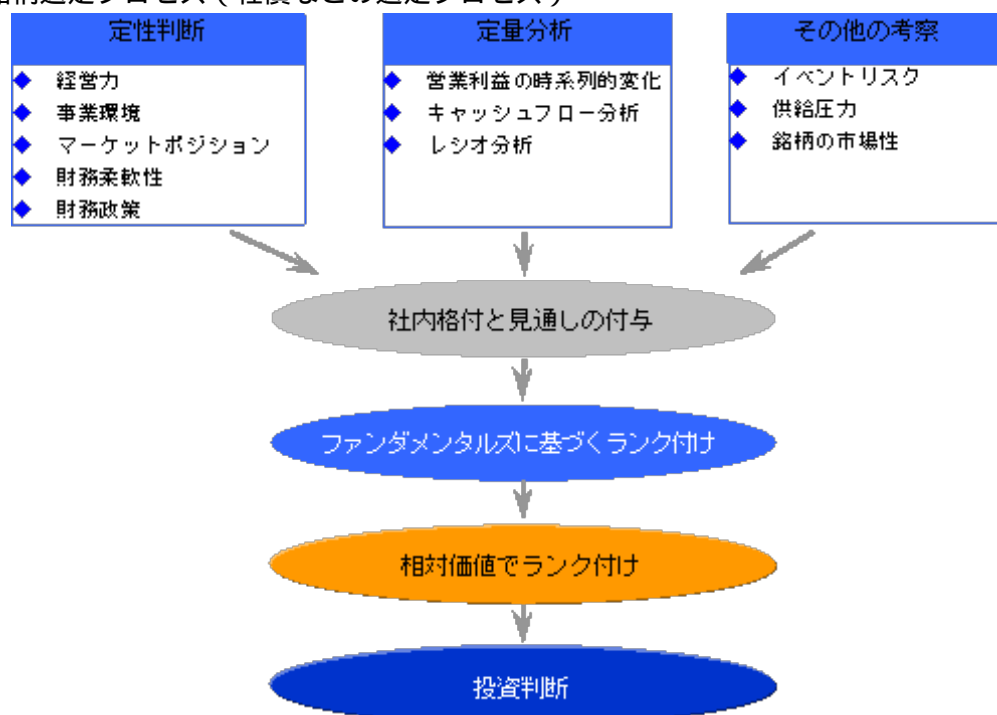
ファンドは、投資運用会社におけるグローバルな運用プロセスと一貫性を保ちつつ運用される。運用プロセスは以下の通り6段階から構成される。

1. ファンダメンタル・バリュエーションの評価
2. デュレーション戦略
3. イールドカーブ戦略
4. セクター戦略
5. セクター／個別銘柄選定
6. ポートフォリオ構築



平成22年6月末日現在

銘柄選定プロセス（社債などの選定プロセス）



リスク管理

投資運用会社では、自社開発のリスク分析モデルを活用し、ポートフォリオに関わるリスクをあらゆる側面から管理・モニターしている。また、ファンドのリスク許容度に応じて、適切なリスク範囲、上限値等を決定する。許容リスクの範囲を設定することにより、ポートフォリオ全体のリスク管理をより徹底して行うことが可能となる。

運用体制について

投資運用会社のオーストラリア債券チームは、ヘッドが債券戦略にわたる全責任を負っている。オーストラリア債券チームの役割はストラテジー（戦略）策定と執行に分かれている。戦略策定は、オーストラリア金利&イールド・カーブ&セクター分析、ポートフォリオ・マネジメント、クレジットリサーチ&銘柄選択の各担当チームが行う。一方、執行は、ポートフォリオ・マネジメント、クレジットリサーチ&銘柄選択の各チームが戦略策定と兼務するほか、ストラテジー&ポートフォリオ・コーディネーション・チームが戦略に沿ったモデル・ポートフォリオの構築や見直し等を行い、債券チーム全体で戦略が正確に実行されていることを確認する。また、グローバルに展開する（エコノミクスとケパビリティ・マネジメントを含む）グローバル・チームのグローバル・リサーチや戦略、グローバル・ハイ・イールドや新興国債券、社債および証券化商品の動向等もオーストラリア債券の戦略策定の参考とされる。

ファンドは、オーストラリア債券チームにてチーム運用を行う。オーストラリア債券チームは、8人（アジア太平洋地域債券ヘッドを含む。）で構成される。

投資運用契約は、管理会社が投資運用会社に対し、5営業日以上前に書面による通知をすることにより、または投資運用会社が管理会社に対し、20営業日前に書面による通知をすることにより終了する。

また、ファンドの管理および保管に関するその他の委任事務は、関係する契約書に定められた条項に基づき、管理会社の取締役会が管理権限を有し、最終的な責任を負う。

リサーチ体制について

クレジット・リサーチは社内の専任クレジット・アナリストが行い、ポートフォリオに組入れられる全ての銘柄について事前に独自の社内格付けを行っている。

クレジット・リサーチ・チームが、オーストラリア国内で発行された証券に関するクレジット・リサーチを担当している。また、オーストラリア国外で発行された豪ドル建て債券については、シカゴ・ロ

ンドン・チューリッヒに配置されたUBSグローバル・アセット・マネジメント・グループのクレジット・リサーチ・チームが各々の調査を担当し、その調査結果をオーストラリア債券の運用に活用する。社債のクレジット・アナリストにあたっては、上述のクレジット・リサーチに加え、UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループが擁する株式リサーチ・チームの調査結果も活用する。

クレジット・リサーチのプロセスは、トップダウンの定量分析と、セクターと個別銘柄に関するボトムアップの定性分析により行われる。

クレジット・アナリストは、独自の調査結果を加味し、セクター戦略の推奨を行う。また、企業のファンダメンタル分析と企業間の相対評価を行うことで、個別銘柄の推奨を行う。

前記の運用体制およびリサーチ体制は平成22年6月末日現在のものであり、今後変更になる場合がある。

（４）【分配方針】

クラスA受益証券につき、管理会社は、その裁量により、投資純益、実現および未実現純キャピタル・ゲインならびに分配可能資産から、平成22年10月以降（または、管理会社が決定するこれより後の月以降）、毎月18日（または、当該日が営業日でない場合は翌営業日）に分配を宣言することができる。

分配金は、分配宣言から起算して4営業日以内に、受益者（日本における販売会社または販売取扱会社）に受益証券の保管を委託している日本の投資者の保有する受益証券に関しては、日本における販売会社）に対して支払われる。

分配は、基準日現在登録されている受益者に対して、保有受益証券の口数に応じて行われなければならない。分配金を受領する権利を有している受益者は、分配宣言の日から5年を超えて請求しなかった場合、その権利を失うものとし、請求されなかった分配金はかかる日より、管理会社が適切であると判断した方法により、ファンドのために利益を生じるものとする。

管理会社は、受益者に対する分配金のうち、信託証書の条項により受益者が支払義務を負うものの、未払いの状態にある金額を控除することができる。

管理会社は、信託証書の条項により明示的に授權されているか否かを問わず、受益証券に対する分配金その他の支払から、公課・費用等もしくはその他の税金、手数料またはその他のあらゆる性質の評価額について、法律によって、管理会社が行うことを義務づけられているかまたは行う権限を有するその他の控除を行うことができる。

（５）【投資制限】

ファンドは、以下の投資制限に従う。

（イ）ファンドについて空売りされる有価証券の時価総額は、ファンドの純資産総額を超えないものとする。

（ロ）借入れは、一時的なものに限り、また借入金の残高の総額がファンドの純資産総額の10%を超えない場合に限り、行うことができる。ただし、合併等の特別事態により一時的に、かかる10%を超える場合にはこの限りではない。

（ハ）管理会社の運用するすべての投資信託（ファンドを含む。）およびミューチュアル・ファンドの全体において、一発行会社の議決権総数の50%を超えて投資を行ってはならない。

（注）前記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれによることもできる。

（ニ）ファンドは、私募株式、非上場株式または不動産等、流動性に欠ける資産に対しその純資産総額の15%を超えて投資を行わない。ただし、日本証券業協会が定める外国投資信託受益証券の選別基準（随時改訂または修正されることがある。）（外国証券の取引に関する規則第16条）に要求されるとおり、価格の透明性を確保する方法が取られている場合はこの限りではない。

（注）前記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれによることもできる。

（ホ）投資対象の購入、投資および追加の結果、ファンドの資産額の50%を超えて、日本の金融商品取引法（昭和23年法律第25号（改正済））第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産を構成する場合、かかる投資対象の購入、投資および追加を行わない。

（ヘ）管理会社が自己または受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはファンドの資産の適正な運用を害するファンドのための管理会社の取引は、すべて禁止される。

（ト）同一発行体の有価証券へのファンドの投資総額が、その取得時においてファンドの純資産総額の10%を超える場合、当該発行体の発行する有価証券に投資することができない。ただし、本制限は、経済協力開発機構（以下「OECD」という。）加盟国もしくはその地方機関、（地域的規模であるか世界的規模であるかを問わず）EUの公的国際機関またはアメリカ合衆国政府が援助する機関もしくは下部機関が発行または保証する証券には適用されない。

（チ）同一発行体の発行済債務証券の10%を超えてファンドの資産を投資することができない。ただし、本制限は、債務証券のファンドによる取得時に適用されるものとし、ファンドによる債務証券の追加的取得以外の理由によりかかる10%制限を超える事後の比率の増加は、最大25%までは正す必要がない。かかる25%の上限を超える場合、管理会社は、ファンドの受益者の利益を適切に

考慮しつつ、かかる有価証券の売却、すなわちかかる状況の是正を優先しなければならない。ただし、本制限は、OECD加盟国もしくはその地方機関、（地域的規模であるか世界的規模であるかを問わず）EUの公的国際機関またはアメリカ合衆国政府が援助する機関もしくは下部機構が発行または保証する証券には適用されない。

（リ）ファンドは、いかなる種類の株式または出資に対する投資も行わない。

（ヌ）管理会社は、ファンドのために、ファンドの組入証券の価格変動のリスクをヘッジする目的およびファンドの投資戦略を実行する目的で、金融デリバティブ（先物、オプション、金利スワップ、アセット・スワップ、クレジット・デフォルト・スワップを含むがこれに限定されない。）の取引を行うことができる。ただし、デリバティブへの投資（買い持ちと売り持ちのネット合計）は、ファンドの純資産総額の最大50%までに制限される。

ファンドの投資対象の価格の変動、再構成、合併、ファンドの資産からの支払またはファンドの受益証券の買戻しの結果としてファンドに適用される制限を超えた場合、管理会社は、直ちにファンドの投資対象を売却する必要はない。しかし、管理会社は、ファンドの受益者の利益を考慮した上で、違反が判明してから合理的な期間内にファンドに適用ある制限を遵守するために合理的に可能な措置を講じるものとする。

前記の投資制限は、投資運用会社または管理会社の委託を受けたその他の者に等しく適用される。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

ファンドは、リスクの高いビジネスを行っているため、ファンドへの投資は、証券、金融デリバティブおよび税務について相当の経験および個人的な知識を有し、かつ損失を負担することができる投資者によつてのみ行われるべきである。受益証券への投資により生じる損失に対する保証や、ファンドの投資目的が達成される保証はない。世界的な証券および金融商品への投資が一定のリスクを伴うのと同様に、受益証券への投資は以下に言及するものを含むが、これらに限定されないリスクを伴う。以下の記載はすべてのリスクを網羅するものではない。投資予定者は、本書全体を慎重に検討し、受益証券の申込みを行う前に自らの専門アドバイザーに相談すべきである。

過去の実績は必ずしも将来の業績を示すものではない。利益が実現される保証や、多額の損失を被らない保証はない。

主なリスクの概要

以下のリスク要因の記載は、ファンドへの投資にかかわるリスクを完全に説明することを意図するものではない。

■金利変動リスク

金利変動により、ファンドの純資産総額が変動する。通常、債券の価格は、金利の変動とは反対の方向に変動する。すなわち、金利が上昇すれば下落傾向となり、金利が低下すれば上昇傾向となる。金利変動の価格変動への影響度合いを「デュレーション＝金利感応度（年で表示）」という指標で表す。デュレーションが大きいと金利変動による影響を大きく受ける（前記「2 投資方針（2）投資対象デュレーション」を参照のこと。）。

■クレジット・リスク（信用リスク）

証券の価格は、発行体の信用力の変化により変動する。発行体が定期的な利息の支払または満期時における元本額の返済の義務を履行することができないリスクは、「デフォルト（債務不履行）リスク」と言われるものである。デフォルトが予想される局面となった場合には、証券価格は大きく下落する。投資適格債の場合には、デフォルト（債務不履行）に陥る可能性は低くなる。

■日本円からの投資に付随する為替リスク

ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は豪ドルで表示される。また、ファンドは、原則として豪ドル建て資産に投資し、豪ドル建て資産については、原則として為替ヘッジを行わない。したがって、投資者が円から投資した場合には、円換算した受益証券1口当たり純資産価格は、外国為替相場（特に豪ドル/円間の相場）の変動の影響を大きく受ける。

■市場リスク

ファンドが保有する証券の市場価格は、時に急速にまたは予測を超えて、上下に変動することがある。証券の価値は、証券市場に一般的に影響する要因または証券市場の特定の産業に影響する要因により下落することがある。証券の価値は、一般に、不利な市況もしくはそのおそれ、特定の証券もしくは金融商品の需給、企業の収益の一般的見通しの変化、金利もしくは為替レートの変動、または投資者心理の悪化等の特定の会社とは特段関係のない一般的な市況により下落することがある。証券の価値はまた、労働力不足、生産コストの増加、産業内における競争環境等の特定の産業に影響する要因により下落することがある。証券市場の全般的な下降局面においては、複数の資産クラスの価額が同時に下落することがある。

■発行体リスク

証券の価値は、経營業績、資金の借入れ、発行体の商品・サービスに対する需要の減少等発行体に直接関連する多数の理由により下落することがある。

■流動性リスク

特定の投資対象の売買が困難な時には、流動性リスクが生じる。ファンドが流動性の低い証券に投資することにより、ファンドは、流動性の低い証券を有利な時期または価格で売却することができなくなるため、ファンドのリターンが減少することがある。また、一定の投資市場は、特定の発行体の状況の具体的な悪化に関係なく、市場状況または経済状況の悪化を受けて、流動性を欠くことがある。かかる場合、流動性を欠く証券に対する投資制限およびかかる証券または金融商品の売買困難のため、ファンドは、一定のセクターへの望ましい水準のエクスポージャーを達成できないことがある。流動性の欠如は、ファンドが保有する投資対象の評価にも悪影響を及ぼすことがある。

■グローバル投資のリスク

ファンドは、主としてオーストラリア内外の発行体の発行する豪ドル建て公募債券に投資し、場合によっては一部豪ドル以外の通貨建ての公社債（原則として可能な限り豪ドルに対して為替ヘッジを行う。）に投資することがある。オーストラリア以外の国に住所地を置く発行体の公社債への投資は、オーストラリアに住所地を置く発行体への投資だけでは得られない潜在的利益を提供する。同様の利益は豪ドル建て以外の公社債への投資からも享受し得る。かかる投資に適用される法律または規制の変更やオーストラリアの発行体には通常適用されない為替制限等の為替監督規制の変更等のその他の要因により、投資は影響を受けることがある。

■大量の資金流出入

ファンドに大量の買戻し請求があった場合に、ファンドは、買戻資金の手当てをするために保有有価証券を大量に売却することがある。その際に、市況動向や流動性の状況によっては保有証券を実勢の市場価格から乖離した価格で売却を強いられることがあり、その結果ファンドの純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格が大きく変動することがある。

また、一度に大量の申込みがあった場合には、原則として、できる限り迅速に全面的に投資を行うよう努力を尽くすが、市場の流動性の観点において買付代金の投資が完了するまでに時間がかかる可能性がある。

■ベンチマークに関するリスク

ファンドは、UBSオーストラリア債券インデックスをベンチマークとする。ベンチマークは、オーストラリア債券市場の構成の変化や指数の改廃等によっては将来見直されることがある。また、ベンチマークに対する一定の投資成果を保証するものではない。

■ハイ・イールドリスク

ファンドがハイ・イールド証券および同等の信用格付のない証券（一般に「ジャンク債」と称される。）に投資する場合、ファンドは、かかる証券に投資しない場合に比べて、より大きな金利リスク、信用リスクおよび流動性リスクにさらされることがある。これらの証券は、発行体が元本および利息を継続して支払うことができる能力に関して、極めて投機的であると考えられている。経済的な低迷または金利の上昇期間は、かかる証券の市場に悪影響を及ぼし、ファンドがかかる証券を売却する能力を低下させる可能性がある（流動性リスク）。証券の発行体が、利息または元本の支払に関し不履行となった場合、ファンドは、その投資のすべてを失うおそれがある。

■デリバティブ・リスク

デリバティブは、その価値が原資産の価値、参照レートまたはインデックスに依拠、由来する金融商品である。ファンドは、典型的には、原資産のポジションの代用として、および/または、金利リスク、為替リスク等のリスクに対するエクスポージャーを軽減する戦略の一環としてデリバティブを活用する。ファンドは、またレバレッジのためにデリバティブを活用することがあるが、この場合、レバレッジ・リスクを伴うことがある。

ファンドがデリバティブ商品を使用する場合、証券への直接投資および他の伝統的な投資に伴うリスクとは異なる、またはその場合より高いリスクを伴う。デリバティブは、流動性リスク、金利変動リスク、市場リスク、信用リスク、マネジメント・リスク等といった本項に別途記載される多数のリスクにさらされる。デリバティブにはまた、価格設定ミス・不適切な評価のリスクおよびデリバティブの価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないというリスクも伴うことがある。ファンドがデリバティブ商品に投資する場合、ファンドは、投資した元本以上の損失を被る可能性がある。また、適切なデリバティブ取引は、いかなる場合にも行うことができるものではなく、他のリスクに対するエクスポージャーを軽減することがファンドの利益となる場合に、これを軽減するためにデリバティブ取引が行われるという保証はない。

■ モーゲージ関連リスクおよびその他のアセット・バック証券のリスク

モーゲージ関連証券およびその他アセット・バック証券は、一定の追加的なリスクにさらされる。一般的に金利の上昇により確定利付モーゲージ関連証券のデュレーションが延長される傾向にあるため、確定利付モーゲージ関連証券は金利変動の影響を受けやすくなる。その結果、金利上昇時期において、モーゲージ関連証券を保有するファンドのボラティリティは大きくなる。これが延長リスクと呼ばれるものである。さらに、調整可能モーゲージ関連証券および確定利付モーゲージ関連証券は期限前償還リスクを伴う。金利が下落する場合、借主は予定より早くモーゲージを返済することがある。これにより、ファンドが比較的低い実勢金利で返済金の再投資を行わなければならなくなり、そのため、ファンドのリターンが減少することがある。ファンドは、その他のアセット・バック証券にも投資を行い、モーゲージ関連証券に関連するのと同様のリスクにさらされ、また、資産の性質および当該資産の供給に関連する追加的なリスクにもさらされる。

■ 通貨の非分散リスク

少数の発行体、産業または通貨への集中投資はリスクを高める。ファンドは、比較的少数の通貨に投資を行うため、より分散した投資を行う場合に比べ、経済的、政治的または規制上の単一の出来事によるリスクの影響をより強く受けることがある。

■ レバレッジ・リスク

一定の取引はレバレッジの形式をとることがある。かかる取引には、とりわけ、リバース・レポ取引、組入証券の貸付け、銀行借入れおよび発行時取引、繰延受渡および先渡取引を含むことがある。レバレッジは、ファンドの投資規模を増大するかまたは取引の決済を促進するのが有利と見極められる場合に行われることがある。レバレッジは、ファンドにより大きなトータル・リターンをもたらす機会を生む一方、損失を増幅することもある。デリバティブの使用によりレバレッジ・リスクが生ずることもある。

ファンドは、投資目的で金銭を借入れることによりレバレッジ・リスクにさらされることがある。レバレッジの活用により、ファンド（または該当する場合にはそのクラス）は、義務の履行または分別要求の達成のため、有利ではないときにポートフォリオのポジションを清算することがある。借入れを含むレバレッジにより、ファンド（または該当する場合にはそのクラス）は、レバレッジがかけられていない場合よりも変動しやすくなることがある。これは、レバレッジにより、ファンドの組入証券の価値の増減が増幅される傾向にあるためである。資産の分別または相殺ポジションにより取引がカバーされる限り、当該取引は、レバレッジをかけられているとみなされることはない。

■ マネジメント・リスク

ファンドは、アクティブ運用を行う投資ポートフォリオであるため、マネジメント・リスクにさらされる。投資運用会社は、ファンドの投資決定の過程において投資手法およびリスク分析を適用するが、これらが期待される結果を生むという保証はない。

■ 空売りリスク

ファンドの空売り（もしあれば）は特別なリスクにさらされている。空売りは、後日より低い価格で同一の証券を購入することを見込んで、ファンドが所有していない証券を売却することを意味する。先物契約またはスワップ契約によりデリバティブのショート・ポジションを保有することもできる。証券またはデリバティブの価格がその間に上昇した場合、ファンドは、空売りが開始された時以降の価格の上昇ならびに第三者に支払われるプレミアムおよび利息に相当する損失を負担することになる。それゆえ、空売りは、損失が増大し、投資の実費よりも多額の損失を生じ得るリスクを伴う。また、空売りに関係する第三者が契約条件の遵守を怠り、ファンドに損失をもたらすリスクもある。

■異なるクラス間の債務

ファンドは、個別の法主体ではない。内部的な会計の目的上、個別の勘定がクラス毎に設定され、当該クラスに帰属するファンドの資産がかかる勘定に配分され、また特に当該クラスに配分可能なファンドの債務が当該勘定から引き落とされる。あるクラスが倒産または終了する場合（すなわち、当該クラスの資産がその債務の弁済のために不十分である場合）、各クラスについて残存する金額のみならず、ファンドのすべての資産が当該クラスの債務を弁済するために使用される。あるクラスに帰属する債務がかかるクラスに帰属する資産を上回る場合、他のいずれかのクラスの資産を分離することは不可能である。従って、例えば1つのクラスの勘定について負債が発生し、債権者が当該負債についてファンドに不利な判決を得た場合、ファンドのあらゆる資産は、クラスにかかわらず、当該判決に応じるための引当てとなりうる。受託会社は、現在、そのような既存債務または偶発債務を認知していない。

ファンド内の各クラスは、異なる時期に開始されることがあり、そのため、特定のクラスの開始時に、特定のクラスが関係する資産のプールに係る取引が既に開始されていることがある。ファンドに関する財務情報は随時公表され、また公表された最新の監査済および未監査財務情報は、請求に応じて投資予定者に提供される。

■ 監査人の責任限定

ケイマン諸島の法律は、監査人が自らの責任を限定する能力を制限していないため、監査人と締結した監査契約書において、かかる責任限定が規定されることがあり、また、一定の場合に監査人を補償する規定が置かれる可能性もある。

■ 金融市場における政府介入

世界中の様々な政府は、最近の金融市場の不安定性から、極端な変動や、場合によっては流動性の欠如に直面している特定の金融機関および金融市場のセグメントを支援するために、多くの前例のない措置を講じるようになっていく。米国連邦、州、およびその他の政府、それらの規制機関または自主規制機関は、予見不可能な方法で、ファンドが投資する金融商品またはかかる金融商品の発行者に関する規制に影響を及ぼす措置を講じることがある。また、法律制定または規制により、ファンドに対する規制方法が変更されることがあり、ファンドが投資目的を達成する能力を制限または阻害する可能性がある。

また、政府または政府機関は、金融機関から不良資産を取得し、それらの機関の持分を取得することがある。政府によるこれら資産の所有および売却の影響は不明であり、かかるプログラムはファンドの保有するポートフォリオの流動性、評価および運用実績に対してポジティブまたはネガティブな影響を及ぼすことがある。さらに、不安定な金融市場により、ファンドは、より大きな市場リスクおよび流動性リスクならびにそれらが保有するポートフォリオ商品の評価に関する潜在的な問題にさらされる可能性がある。ファンドは、保有するポートフォリオの流動性の査定手続および市場価格を容易に入手できない金融商品の評価手続を確立している。投資運用会社は、進展を監視し、ファンドをその投資目的の達成と合致する方法で管理するよう努めるが、それが成功するという保証はない。

投資者は、ファンドのすべてのまたはほとんどすべての組入証券を失う可能性がある。投資運用会社がファンドの目的を達成する保証はない。

前記に掲げられるリスク要因は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明することを意図したものではない。投資予定者は、本書全体を読むべきであり、ファンドへの投資を決定する前に自らの専門アドバイザーに相談するべきである。

(2) リスクに対する管理体制

管理会社は、投資運用会社にファンドの投資運用を委託しており、ファンドのリスクに対する管理は、投資運用会社において行われる。

リスク管理体制

投資運用会社では、法規制度遵守（コンプライアンス）に対する認識は組織全体に浸透しており、全てのビジネス活動の根幹となっている。全ての従業員がコンプライアンスに対して責任を負い、経営陣によるコンプライアンス体制に関する強いサポートとコミットメントにより、一層、その有効性が高まっている。コンプライアンスは、全ての業務から独立した体制を敷いている。

ポートフォリオのリスク管理

ポートフォリオはトラッキング・エラー、分散、市場配分を測定する明確なリスク・フレームワークの中で構築される。

- リスク分析モデルは事前のトラッキング・エラーに基づき、投資運用会社内ですべて開発されている。投資運用会社は、通貨配分、市場配分、デュレーション、イールドカーブ戦略、セクター配分および信用状況から生じるリスクを把握する。投資運用会社は、グループの世界中の運用スペシャリストによるインプットをもとに最適な配分を決定する。
- 非国債、非政府債セクター内のリスク管理は重要である。これは、業種、信用の質および発行体の分散となって現れる。

ポートフォリオの市場リスク感応度は、デュレーションにより管理される。それぞれのセクター、業種毎のデュレーションの合計をもって全体のリスク管理を行なう。セクター、業種毎の配分およびポートフォリオ全体のデュレーションは、ベンチマーク対比で管理する。金利や信用リスクにかかわる投資判断を行う際は、加重平均デュレーションをもとに判断する。

前記の投資リスクに対する管理体制は平成22年7月16日現在のものであり、今後変更となる場合がある。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

海外における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、発行価格の２％を上限とする申込手数料を課することができる。

日本国内における申込手数料

日本における申込手数料は、申込金額の2.10％（税抜2.00％）を上限として日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める料率とする。なお、日本における販売会社および販売取扱会社である三菱東京ＵＦＪ銀行では、申込口数により以下の手数料率を適用する。

申込口数	申込手数料
100,000口未満	申込金額の2.10％（税抜2.00％）
100,000口以上	申込金額の1.05％（税抜1.00％）

（２）【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

（３）【管理報酬等】

（ ）管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬

管理会社（保管会社および管理事務代行会社を兼務する。）は、合計で純資産総額の年率0.10％の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

（ ）受託報酬

受託会社は、ファンドにより支払われる純資産総額の年率0.01％（ただし、ファンドに関する最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。）の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

前記の報酬に加え、受託会社は、ファンドの資産から、信託証書に基づきファンドに関するその義務を履行するにあたり負担したすべての立替費用の払戻しを受ける。

（ ）投資運用報酬

投資運用会社は、純資産総額の年率0.475％の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

（ ）販売報酬

日本における販売会社は、クラスＡ受益証券の純資産総額の年率0.50％の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

（ ）代行協会員報酬

代行協会員は、クラスＡ受益証券の純資産総額の年率0.10％の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

（４）【その他の手数料等】

設立費用

ファンドの設立および受益証券の当初発行にかかる費用は、ファンドから支払われ、５年の期間にわたり償却される。

その他の運営費用

ファンドは、次の費用を負担する。

- (a) ファンドの資産および収益に課せられる一切の税金。
- (b) ファンドの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料。
- (c) 登録・名義書換・所在地事務代行会社および支払事務代行会社に対する報酬および合理的な額の実費。
- (d) 代行協会の合理的な額の実費。
- (e) 受益者の利益のための業務執行中に受託会社、管理会社または保管会社が支払った法律関係費用。
- (f) その他、次の費用を含む管理費用。
 - ・ 券面または確認書を作成および印刷する費用。
 - ・ ファンドまたは受益証券の販売に関し管轄権を有する一切の監督当局（各地の証券業協会を含む。）に対し約款ならびに届出書、目論見書および説明書を含むファンドに関するその他一切の書類を作成、提出および印刷する費用。
 - ・ 前記監督当局の所管する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の諸報告書等を実質的な受益者を含む受益者の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配布する費用。
 - ・ 日本のブローカーおよび販売取扱会社に対し販売会社が販売用として有価証券届出書および目論見書を印刷・配布するための費用。
 - ・ 会計、記帳および毎日の純資産総額の計算に要する費用。
 - ・ 受益者への通知・公告を作成しかつ配布する費用。
 - ・ 弁護士および監査人の報酬。
 - ・ 日本の適用法上および各国の証券業協会の諸規則上、管理会社が作成を要求される書類の作成費用。
 - ・ 以上に類似し、管理会社がファンドにより負担することを適切と考えるその他すべての管理費用。受益証券の募集または販売に関して直接生じた広告宣伝費およびその他の費用を含む。

すべての経常費用は、まず収益から控除され、次いでキャピタル・ゲイン、ファンド資産の順序で控除される。その他の経費は、５年を超えない期間にわたり償却することができる。

その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができない。

手数料および費用等の合計額については、ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

（５）【課税上の取扱い】

以下の記載は、情報提供のみを目的とする。受益者となる予定の者は、ファンドへの投資による税金について、専門家である自己の税務アドバイザーに相談すべきである。税務上の帰結は、受益者となる予定の者の個々の状況に応じて異なりうる。

(A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。
- (2) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、源泉分離課税となり、20%（所得税15%、住民税５%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了する。この場合支払調書は提出されない。

(3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される。なお、益金不算入の適用は認められない。

(4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱いられ、個人の受益者の売買益については課税されない。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）に係る配当課税の対象とされ、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成24年1月1日以後は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。）、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

(4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われる（平成24年1月1日以後は、15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成24年1月1日以後は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。）および上場株式等の配当所得（受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限る。）との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により前記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

(B) ケイマン諸島

ケイマン諸島には、現在のところ、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税その他の税がない。受託会社は、ファンドのために、ケイマン諸島の信託法（2009年改訂、その後の変更を含む。）に基づき、ケイマン諸島内閣長官に対し、ファンドの設定後50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドに発生した利益もしくはファンドに保有される資産に対し、または当該利益または資産に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の約定を申請しており、これを取得できる見込みである。受益証券の発行、譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における資本課税または印紙税はない。ファンドに関する年次の登録手数料が、受託会社からケイマン諸島政府に対して支払われる。現在のところ、登録手数料は年間約610米ドル（約5万3,973円）である。信託証書につき、50米ドル（約4,424円）の印紙税が課される。

(C) その他

受益者となる予定の者は、自らに適用されうるその他の法域の税法および規則に関し、自らの顧問に相談すべきである。

本書に記載される税金およびその他の事項は、受益者となる予定の者に対する法律上または税務上の助言を構成せず、かつそのような助言とみなされてはならない。

5【運用状況】

ファンドは、平成22年8月2日から受益証券の販売を開始し、平成22年8月4日から運用を開始するものであり、本書の日付現在、何らの資産も保有しておらず、また受益証券の販売および買戻しの実績はない。

（１）【投資状況】

該当事項なし。

（２）【投資資産】

該当事項なし。

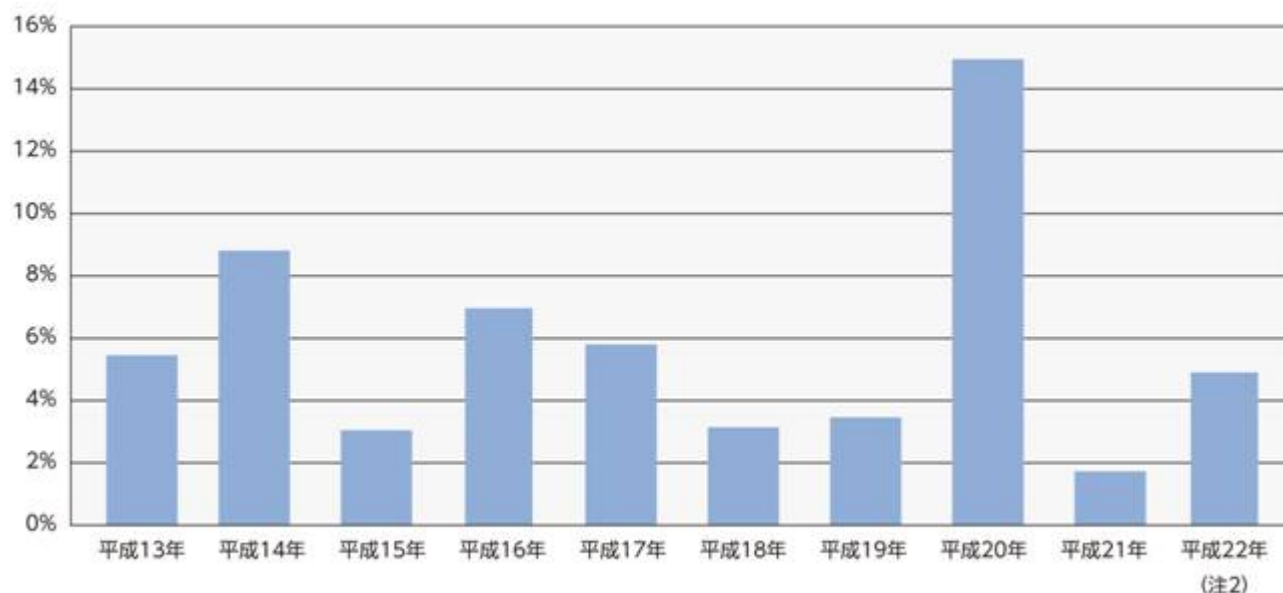
（３）【運用実績】

該当事項なし。

<参考情報>

ファンドがベンチマークとするUBSオーストラリア債券インデックスの過去10年間の騰落率の推移は、以下のとおりである。

ベンチマークの騰落率 (注1)



(注1) ベンチマークは参考情報であり、ファンドの運用実績ではない。また、上記のグラフは、過去のベンチマークの推移に基づくものであり、将来におけるベンチマークの推移を示唆または保証するものではない。さらに、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、必ずしもベンチマークに関連して推移するものではなく、ファンドの収益率がベンチマークの騰落率と関連することは保証されない。

(注2) 平成22年については、年初から6月末日までの騰落率を表している。

（４）【販売及び買戻しの実績】

該当事項なし。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 海外における販売

受益証券の募集

管理会社は、ファンド設立当初において、2つのクラスの受益証券を発行する意向である。

クラスS受益証券は、投資運用会社の一定の関係会社に対して発行され、販売手数料を課せられず、また販売報酬および代行協会員報酬を徴収されない。受託会社は、本書日付現在、クラスS受益証券に関して分配金の支払を行わない予定である。

クラスA受益証券は、他のすべての投資者に対して発行され、発行される受益証券の申込価格の2%を上限とする販売手数料を課せられる。受託会社は、本書日付現在、クラスA受益証券に関して本書に記載された分配方針に従い毎月分配金の支払を行う予定である。

クラスS受益証券およびクラスA受益証券は、その他のすべての点において、同一の条件で発行される。

受益証券の参照通貨は豪ドルであり、受益証券の販売、買戻しおよび評価は、豪ドル建てで行われ、また、受益証券は豪ドル建てである。

クラスA受益証券およびクラスS受益証券に関する当初申込期間は、平成22年8月2日午前9時から午後5時まで（ルクセンブルグ時間）である。当初申込期間の申込みに関するクラスA受益証券およびクラスS受益証券に関する受益証券1口当たり発行価格は、10.00豪ドルである。

クラスA受益証券およびクラスS受益証券は、平成22年8月4日以降、継続的に募集される。平成22年8月4日以降の申込みに関するクラスA受益証券およびクラスS受益証券に関する各受益証券1口当たり発行価格は、管理会社が午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）までに買付の申込みを受領した場合、当該申込みを受領した営業日に決定された各クラスの受益証券1口当たり純資産価格である。

各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、管理事務代行会社により、各営業日の営業終了時（または管理会社の決定するその他の時間）現在において豪ドル建てで計算される。受益証券1口当たり純資産価格は、豪ドル・セント単位未満を四捨五入される。

クラスA受益証券については、販売会社のために発行価格の2%を上限とする販売手数料が課せられる。販売手数料は、受益証券が販売される国の法令や実務慣行で許容される上限を超過してはならない。

投資手続

受益証券を購入するため、適格投資家は、英文目論見書に添付される様式の買付申込書を提出し、同書に記載された受益証券の買付金額にかかる資金を送金しなければならない。

管理事務代行会社の責任の一環として、マネー・ロンダリングを防止するために、管理事務代行会社または販売会社は、受益証券を申込み個人または法人の詳細な身元確認を要求することができる。

例えば、会社は、設立（および名称変更）証明書の謄本、定款（またはこれに代わるもの）、全取締役の名前、役職、生年月日ならびに居住する住所および事業上の住所を要求されることがある。

管理事務代行会社または販売会社は、申込人の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。申込人が確認目的で要求される情報の提供をせず、またはこれを遅滞した場合、管理事務代行会社および販売会社は、申込みおよびこれに関する申込金の受諾を拒絶することができる。

受益証券の発行

受益証券は、当初申込期間の申込みに関しては当初払込日に、またその後は各営業日に管理会社により発行される。ただし、管理会社はその裁量により一時的にかかる発行を停止する権利を有する。

管理会社は、記名式でのみ受益証券を発行する。

確認書は、買付代金の支払日からルクセンブルグの銀行の7営業日以内に、管理会社から受益者または受益者の銀行に対して郵送される。

買付代金の支払は、保管会社の指図人に対する電信送金により、当初申込期間の申込みに関しては当初払込日までに、また平成22年8月4日以降の申込みに関しては申込みが受諾された日から起算して5営業日以内に豪ドル貨で行うものとする。

受益証券の最低申込口数は、500口（または販売会社が定めるその他の口数）以上1口（または販売会社が定めるその他の口数）単位である。

日本国外に居住する投資者による受益証券の発行申込みは、管理会社の事務所において受諾される。ただし、かかる申込みは、当該日のルクセンブルグ時間午前12時（正午）までに行われなければならない。ルクセンブルグ時間午前12時（正午）より後に受領された申込みは、翌営業日に受諾されたものとみなされる。

管理会社は、いつでもその裁量により、特定の国または地域に居住または設立された、個人または法人に対する受益証券の発行を一時的に中断、完全に中止、または制限することができる。管理会社はまた、全投資者およびファンドのためにかかる措置を取ることが必要であるときは、特定の者または法人が受益証券を取得することを禁止することができる。さらに管理会社は、(a) 受益証券の申込みをその裁量において拒否することができ、(b) 受益証券の購入または保有を禁止された受益者からいつでも受益証券を買い戻すことができる。

受益証券は、アメリカ合衆国1933年証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、またファンドは、アメリカ合衆国1940年投資会社法（以下「米国投資会社法」という。）に基づき登録されていない。受益証券は、直接または間接に、アメリカ合衆国（以下「米国」という。）、その領土もしくは属領において、または米国証券法および米国投資会社法上の登録義務の一定の免除規定に依拠し、管理会社の同意を得て、資格ある米国の機関を除く米国人（米国証券法に基づくレギュレーションSに定義される。）に対して募集、販売、移転または交付することができない。受益証券または受益証券上の権利は、他の米国人により実質的に所有されることはできない。米国人に対する受益証券の販売および移転は制限されており、管理会社が米国証券法および米国投資会社法の遵守を確保するために適切と判断する場合、管理会社は、米国人が保有する受益証券の買戻しを行い、また米国人への移転の登録を拒絶することができる。

適格投資家

ファンドに対する投資勧誘を米国および／もしくはEUにおいて、または米国および／もしくはEUから行うことはできない。

直接的または間接的に米国、その領土もしくは属領またはその管轄権に服する地域において、または以下に定義される「米国人」に対して直接的または間接的に、受益証券の販売または譲渡を行うことは禁じられている。

ある投資予定者が米国人に該当するか否かを判断するためには、いくつかの要素について判断が行われる。

「米国人」とは、以下に定められる者をいう。

- () 自然人または法人であって、米国証券法のレギュレーションSに定める米国人に該当する者。後記別紙B「レギュレーションSに定める米国人の定義」を参照のこと。
- () 自然人であって、米国市民または「外国人居住者」（有効な米国所得税法に定められる。）。現在のところ、米国所得税法に定められる「外国人居住者」には、一般に次の(イ)または(ロ)に該当する自然人が含まれる。
 - (イ) 米国移民局が発行した外国人登録カード（いわゆる「グリーン・カード」）を保有している者。

(ロ)「実質滞在」基準に該当する者。「実質滞在」基準は、一般に、(a)ある自然人が、ある年に31日以上米国に滞在し、かつ(b)かかる者が同年に米国に滞在した日数、その前年に米国に滞在した日数の3分の1、およびその2年前に米国に滞在した日数の6分の1の合計が183日以上である場合に充足される。

- () 自然人以外の者であって、(イ)米国においてもしくは米国もしくは州の法律に基づいて組織・設立された、および／または米国に主たる事業の場所を有している会社、パートナーシップまたはその他の法主体、(ロ)(a)米国の裁判所がその管理について主たる監督権限を行使することができ、かつ(b)一もしくは複数の米国人がすべての重要な意思決定を支配する権限を有する信託、ならびに／または(ハ)資金源の如何にかかわらず、その所得が米国所得税法の適用を受ける財団。

受益証券の申込者は、ファンドに対して、直接的または間接的に米国人の勘定で受益証券が取得されないこと、または保有されないこと等を証明することが求められる。受益者は、かかる情報に変更があった場合には直ちに管理事務代行会社に連絡しなければならない。

クラスS受益証券は、投資運用会社のEU内またはその他の地域に拠点を有する関係会社に対して販売することができるが、これを除き、直接的または間接的に、EU内において、またはEUの市民もしくは居住者に対して募集または販売することができない。クラスA受益証券は、直接的または間接的に、EU内において、またはEUの市民もしくは居住者に対して募集または販売することができない。信託証書上、受益証券の取得および／または保有がいずれかの国もしくは政府の法律もしくは要件に違反することとなる者を含む非適格投資家に対して直接的または間接的に、受益証券の販売または譲渡を行うことは禁じられている。疑義を避けるために付言すると、非適格投資家には、次に定義される「欧州人」が含まれる。

EUは、以下の27か国により構成されるものと定義されている。すなわち、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、オランダ、英国（以下「EU加盟国」と総称する。）である。

ある投資家が欧州人に該当するか否かを判断するためには、いくつかの要素について判断が行われる。「欧州人」とは、以下に定められる者をいう。

- () 自然人であって、いずれかのEU加盟国の市民または「外国人居住者」であって、いずれかのEU加盟国の所得税の課税を受ける者。「外国人居住者」には、一般に次の(イ)または(ロ)に該当する自然人が含まれる。

(イ) いずれかのEU加盟国の権限を有する政府機関が発行したパスポートもしくは外国人IDカードを保有している者。

(ロ) 前暦年に183日以上EUに滞在した者。

- () 自然人以外の者であって、(イ) いずれかのEU加盟国においてもしくはいずれかのEU加盟国の法律に基づいて組織・設立され、および／またはEU加盟国に主たる事業の場所を有している会社、パートナーシップまたはその他の法主体、(ロ)(a) EU加盟国に所在する裁判所がその管理について主たる監督権限を行使することができ、かつ(b) 前記()に該当する一もしくは複数の者がすべての重要な意思決定を支配する権限を有する信託、ならびに／または(ハ)資金源のいかににかかわらず、その所得がEU加盟国の所得税法の適用を受ける財団

受益証券の申込者は、ファンドに対して、直接的または間接的に欧州人の勘定で受益証券が取得されないこと、または保有されないことなどを証明することが求められる。受益者は、かかる情報に変更があった場合には直ちに管理事務代行会社に連絡しなければならない。

受託会社は、その絶対的な裁量により受益証券の申込みを拒絶することができる。

前記を前提として、ファンドの適格投資家とは、非米国人・非欧州人のうち、()適用ある法令もしくは規制に違反しなければ受益証券を取得することができない自然人、会社もしくは法主体、または()()に定める者のためのカストディアン、名義人、受託者を除く者をいう。

マネーロンダリング防止手続

マネーロンダリングの防止に関する受託会社の責任の一環として、受託会社または受託会社のために

行為する管理事務代行会社は、投資者の身元および資金源に関する詳細な証明を請求することができる。

受託会社または受託会社のために行為する管理事務代行会社は、適用ある法律（特に、ケイマン諸島のマネーロンダリング防止法）を考慮した上で、申込者の身元を確認するために必要と考える情報を要求する権利を有する。申込者が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、遅延した場合または受託会社が資金源の合法性に疑いを持った場合、受託会社または受託会社のために行為する管理事務代行会社は、理由を明示することなく、（場合により）申込書または申込金の受領を拒絶し、または受益証券の買戻しを強制的に行うことができる。申込者または投資者は、かかる申込拒絶または強制買戻しの結果発生したあらゆる損失または損害について、受託会社または管理事務代行会社に対して請求することができない。

受託会社または受託会社のために行為する管理事務代行会社は、投資者に対して買戻代金を支払うことが関連する法域におけるいずれかの者によるマネーロンダリング防止法またはその他の法令への違反となる疑いがあるかもしくは違反となると助言されている場合、または受託会社による関連する法域におけるマネーロンダリング防止法またはその他の法令の遵守を確保するために買戻代金の支払の拒絶が必要または適切であると思料する場合、当該投資者に対する買戻代金の支払を拒絶することができる。

ケイマン諸島の居住者は、他の者がマネー・ローンダリングに従事していること、またはテロもしくはテロリストの資産やその事業の過程においてその旨の了知もしくは疑義のある情報に関与していることを知り、またはそのような疑惑を抱いた場合、かかる疑惑または確信を、マネー・ローンダリングに関するものである場合には2008年のケイマン諸島刑事訴訟法に基づいてケイマン諸島金融報告庁に対して、また、それがテロもしくはテロリストの資産に関するものである場合には、テロ防止法（2009年改訂）に基づいて巡査以上の階級の警察官に対して通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反と取り扱われないものとする。

（2）日本における販売

日本においては、申込期間中の営業日に受益証券の募集が行われる。かかる募集の取扱いのため、日本における販売会社または販売取扱会社は、口座約款を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者は、口座約款に基づき当初申込みについては平成22年8月3日までに、継続申込みについては国内約定日から起算して日本における4営業日目までに、申込金額および申込手数料を日本における販売会社または販売取扱会社に支払うものとする。申込金額は、豪ドル貨またはその円貨相当額で支払われる。円貨で支払われた場合における豪ドル貨への換算は、当初申込期間については申込日における、継続申込期間については国内約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

発行価格は、当初申込期間については受益証券1口当たり10.00豪ドル、継続申込期間については管理会社により取得申込みが受領された営業日における受益証券1口当たり純資産価格である。

なお、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、前記の払込日以前に申込金額等の支払を投資者に依頼する場合がある。

日本の投資者は、当初申込みについては平成22年8月2日午後4時（日本時間）までに、継続申込みについては営業日の午後3時（日本時間）までに取得の申込みをすることができる。

受益証券は、各営業日に管理会社が受領した取得申込みに対して発行することができる。販売取扱会社は、日本の投資者から受領した取得申込注文を日本における販売会社に取り次ぎ、日本における販売会社は、原則として、当該営業日の午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）までに日本の投資者によりなされた取得申込みを管理会社に取り次ぐものとする。

申込単位は、500口以上1口単位である。

日本国内における取得申込みについては、申込金額の2.10%（税抜2.00%）を上限として日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める料率の申込手数料が前記発行価格に加算される。

投資者は、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託した場合、申込金額およ

び申込手数料の支払と引換えに、取引残高報告書または他の通知書を日本における販売会社または販売取扱会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払は、円貨または豪ドル貨によるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社および販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し

受益者は、毎営業日において、受益証券の買戻しを請求できる。買戻し請求は、管理会社に対して直接、または販売会社を通じて、英文目論見書別紙Cに記載される買戻し通知を用いて書面で行われる。受益証券1口当たり買戻し価格は、管理会社が午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）までに買戻し請求を受領した場合、当該請求を受領した営業日に決定される関連するクラスの受益証券1口当たり純資産価格である。午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）以降に受領された買戻し請求は、翌営業日に受諾されたものとみなされる。買戻し手数料は課されない。管理会社が別途同意する場合を除き、受益者は、いったん提出した買戻し通知を取り消すことができない。

買戻しの最低口数は、1口（または管理会社が随時定めるその他の口数）以上1口（または管理会社が随時定めるその他の口数）単位である。

管理会社は、通常の場合、受益証券の買戻しを買戻し請求後遅滞なく行うため、ファンドの流動性を適切な水準に保持することを確保する。

買戻し代金は、買戻し日に適用ある受益証券1口当たり純資産価格に応じ、投資者の買付代金を上回る場合も下回る場合もある。

買戻し代金の支払は、買戻し請求が管理会社により受諾された日から起算して5営業日目までに保管会社またはその代理人により、豪ドルで行われる。

受託会社、管理会社または管理事務代行会社は、ある受益者に対して買戻し代金を支払うことが関連する法域におけるいずれかの者によるマネーロンダリング防止法の違反となる疑いがあるかもしくは違反となると助言されている場合、または受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社による関連する法域におけるマネーロンダリング防止法の遵守を確実にするために買戻し代金の支払の拒絶が必要である場合、その絶対的な裁量により、当該受益者に対する買戻し代金の支払を拒絶することができる。

ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の決定が停止されている期間中は、受益証券の買戻しを行うことはできない。

受益証券の強制的買戻し

管理会社は、適切と判断する書面による通知を行った上で、理由の如何にかかわらず、いつでもその単独の裁量に基づき、買戻しが行われていない受益証券の全部または一部を受益証券1口当たり純資産価格または受託会社が当該日に決定するその他の価格で買い戻すことができる。

前記の一般性を損なうことなく、管理会社が、いずれかの受益証券が次に掲げる者によって直接または実質的に保有されていることを知り、またはそのように信じる理由がある場合、管理会社は、（ ）受益者に対して、当該受益証券を保有する適格を有する者に対して受益証券を譲渡することを要求する通知（管理会社が適切と考える様式による。）を行うか、または（ ）書面により当該受益証券の買戻しを請求するかのいずれかを行う権利を有する。

(イ) ある者がいずれかの国または政府の法律または要件に違反しており、かかる違反により、受益証券を保有する適格を失うこととなり、その結果、ファンド、受託会社または管理会社が、本来負担することのない納税義務または何らかの不利益を被る場合における、当該違反者

(ロ) 適格投資家ではない者、または適格投資家ではない者のために受益証券を取得した者

(ハ) ファンド、受託会社または管理会社が、本来負担することのない納税義務または何らかの法律上、金銭上、規制上もしくは重大な経営上の不利益を被ると管理会社が判断する状況にある者

(2) 日本における買戻し

受益証券は、以下に定める手続に従って、各営業日に、管理会社により買戻請求が受領された営業日における受益証券１口当たり純資産価格で買い戻すことができる。

日本の投資者は、以下の制限に従い、日本における営業日の午後３時（日本時間）までに日本における販売会社または販売取扱会社に通知を行うことにより、受益証券の買戻しを請求することができる。買戻請求は１口以上１口単位で行わなければならない。日本における販売会社は、原則として、当該営業日の午前１２時（正午）（ルクセンブルグ時間）までに買戻請求を管理会社に取り次ぐものとする。

日本の投資者に対する買戻代金の支払は、口座約款の定めるところに従って、通常、国内約定日から起算して日本における４営業日目に、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、円貨または豪ドル貨により行われる。買戻し手数料は課されない。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産総額の計算

ファンドの純資産総額および各クラスの受益証券１口当たり純資産価格は、管理事務代行会社により、各営業日現在において、豪ドルで計算される。純資産総額は、信託証書の規定のほか米国で一般に公正と認められる会計原則に基づき決定される、ファンドの全資産から全債務を控除した額と等しいものとする。

ファンドの資産は、以下を含むものとみなされる。

- () すべての手元現金、預金またはコール資金（その経過利息を含む。）、および発生済みであるが未受領の配当またはその他の分配金
- () すべての投資対象（信託証書において定義される。）
- () すべての為替手形、請求払手形、約束手形および受取勘定
- () 受託会社により決定されるファンドの初期費用（ただし、当該初期費用が償却されていない場合に限る。）
- () 受託会社により随時評価され決定される、ファンドに帰属するその他一切の資産（前払費用を含む。）

ファンドに帰属する債務は、以下を含むものとみなされる。

- () すべての為替手形、手形および買掛金
- () 日々計算される、未払いおよび／または発生済みの一切の費用（信託証書において定義される。）
- () その種類および性質を問わず、受託会社の裁量において、公課・費用等の引当金を含むがこれらに限定されないファンドに帰属するその他一切の債務（受託会社が決定する偶発債務に関する金額を含む。）

ファンドの費用または債務は、受託会社が決定する期間で償却することができ、未償却の金額は、いつでも、ファンドの資産とみなされる。

ファンドの資産の価値は、原則として、以下のとおり決定される。

- () 額面価格で取得された預金証書およびその他の預金は、その元本金額に、取得日から発生済みの利息を加えた金額で評価される。
- () ディスカウントまたはプレミアム付の価格で取得された預金証書は、これらに関する通常の取引慣行に基づき評価される。
- () 宣言されまたは既に発生しかつ未受領の前払費用、現金配当および利息の価値は、その全額とみなされるものとする。ただし、管理会社がかかる費用等が全額支払われまたは受領される可能性が低いと判断する場合にはこの限りでない。かかる場合、これらの価値は、その真の価値を反映するため、管理会社が適切と考える割引を行った上で決定されるものとする。
- () 証券取引所に上場されるか、またはその他の組織化された市場で取引される投資対象は、入手可能な最終価格で評価される。ただし、証券取引所に上場されているものの、当該証券取引所

の市場外または店頭市場においてプレミアム付またはディスカウントで取得または取引されている投資対象の価値は、当該投資対象の評価日現在のプレミアムまたはディスカウントの水準を考慮した上で評価される。

- () 未上場有価証券は、投資運用会社が適切であると判断する場合、同一または類似の有価証券の直近の取引およびブローカー・ディーラーまたは公認の値付業者から入手した評価情報を考慮した上で、投資運用会社により誠実に決定される公正な市場価格で評価される。
- () 決済会社において扱われもしくはこれを通じて取引されるデリバティブ商品、取引所において扱われるデリバティブ商品、または金融機関を通じて取引されるデリバティブ商品は、当該決済会社、取引所または金融機関により値付けされた直近の公式な決済価格を参照して評価される。
- () 利付有価証券に発生した一切の利息（ただし、かかる利息が当該有価証券の元本額に含まれている場合を除く。）
- () 前記の評価方法にかかわらず、何らの評価方法も定められていない場合、または管理会社がいずれの評価方法も実行可能または適切ではないと考える場合、管理会社は、投資運用会社と協議の上で、かかる状況において公平であると管理会社が考える評価方法を誠実に使用する権利を有するものとする。

各クラスの受益証券１口当たり純資産価格は、当該クラスに割り当てられるファンドの純資産総額の一部の評価額（当該クラスに割り当てられる総資産に相当する。）から当該クラスに割り当てられる総負債を控除し、関連する営業日における当該クラスの発行済受益証券の総口数で除することにより計算される。受益証券１口当たり純資産価格は、豪ドル・セント単位未満を四捨五入される。

ファンドの年次監査は、ファンドの独立監査人により行われる。

投資予定者は、ファンドの保有投資対象の評価には不確実性が伴うため、当該投資対象について与えられた評価額が不正確であったと証明された場合、ファンドの純資産総額に不利な影響を与えることがあることを認識すべきである。不誠実または明白な誤りの場合を除き、管理会社または投資運用会社（適用ある場合）の評価に関する決定は、最終的なものであり、すべての受益者を拘束する。

受益証券１口当たり純資産価格の計算の停止

ファンドの受益証券１口当たり純資産価格の決定ならびに／またはファンドの受益証券の発行および／もしくは買戻しは、管理会社の単独の裁量により、次に掲げる期間を含め、いかなる理由に基づいても停止することができる。

- () 通常の休日および週末以外に、ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象が値付けされている証券取引所が閉鎖されている期間、またはかかる取引所において取引が制限もしくは停止されている期間
- () 緊急事態またはファンドの投資対象の評価もしくは処分が合理的に実行可能ではないか、またはファンドの受益者に重大な不利益を生じると管理会社が判断する事態が継続している期間
- () ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象の価格もしくは価値、前記の証券取引所における時価を決定する際に通常用いられている通信媒体が停止している期間、または、その他の何らかの理由によりファンドが直接的もしくは間接的に保有している投資対象の価格もしくは価値を迅速かつ正確に確認することが合理的に実行可能でない時
- () いずれかの投資対象の換価または取得に伴う資金移動が通常の為替レートで実行できないと管理会社が判断する期間
- () 管理会社が、受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社またはこれらの関連会社、子会社もしくは提携会社、またはファンドのその他の業務提供者に適用あるマネーロンダリング防止規制を遵守するために、停止が必要であると判断する期間

(2) 【保管】

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の投資者に対しては、日本における販売会社または販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期

的に交付される。

ただし、日本の投資者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

（３）【信託期間】

ファンドは、管理会社が受託会社と協議の上、その裁量により存続期間の延長を決定しない限り、平成32年7月31日に終了する。ただし、後記「（５）その他 ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により当該日までに終了する場合を除く。

（４）【計算期間】

ファンドの決算期は毎年２月末日である。なお、第１会計年度は平成23年２月28日に終了する。

（５）【その他】

ファンドの解散

平成32年７月31日より前に、いずれかの営業日におけるファンドの純資産総額が4,000万豪ドルを下回った場合、または、受益者集会の特別決議が可決された場合、管理会社は、その裁量により、ファンドを終了することができる。また、管理会社は、受託会社の同意を得て、信託証書の規定に従いいつでもファンドを終了することができる。ファンドの終了の場合、管理会社は、受益者に対して終了を通知し、すべての発行済受益証券を当該時点の受益証券１口当たり純資産価格で買い戻す。

ファンドは、以下のいずれかの場合に終了することができる。

- （ ）受益者の特別決議により可決された場合
- （ ）ファンドのケイマン諸島における規制ミューチュアル・ファンドとしてのCIMAによる許可が取り消されまたは不利に変更された場合
- （ ）受託会社との協議を経た管理会社が、その裁量で、ファンドを継続することが現実的でなく、望ましくなく、または受益者の利益に反すると判断した場合
- （ ）受託会社が辞任した後、信託証書第34条に基づき適切な代替または後継受託会社を確保できない場合

信託証書の変更

受託会社および管理会社は、信託証書に補足証書を付することにより、あらゆる目的のために適切または望ましいと思料される方法および範囲で、信託証書の条項を、随時改正、変更または追加することができる。ただし、信託証書において別途規定される場合を除き、かかる改正、変更もしくは追加は、適式に招集され開催された受益者集会の特別決議による承認がない限り行われ不得。改正、変更または追加が、次のいずれかに該当する場合には、かかる承認は要求されない。

- (a) ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2009年改訂）および信託法（2009年改訂）またはケイマン諸島の法律のもとに定められたその他の規則の改正によりもたらされた変更を含む、ケイマン諸島の法律の改正を履行するために必要な場合
- (b) かかる法律の改正の直接的な結果として必要な場合
- (c) ファンドの名称変更を行うために必要な場合
- (d) 会計年度初日および終了日を変更するため、または年次収益分配日を変更するために必要な場合
- (e) その他の計算期間の初日および終了日を変更し、またはかかる計算期間に関連する分配日（中間計算期間および中間分配日を含む。）を変更するために必要な場合
- (f) 受益者および潜在受益者の利益となるかまたはこれらの者が重大な不利益を被るものではないと管理会社および受託会社が同意する変更を行うために必要な場合
- (g) 信託証書から不要となった条項を削除するために必要な場合
- (h) 管理会社および受託会社が解任された場合または辞任を希望しもしくは辞任したときにこれらを変更するために必要な場合
- (i) 明白な誤りを訂正するために必要な場合
- (j) CIMA、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2009年改訂）および信託法（2009年改訂）またはファンドを規律するその他の法令の要件を反映または遵守するために必要な場合

ファンドの他の法域への移管

ファンドをケイマン諸島以外の法域に移管することが受益者の最善の利益に適うと管理会社または受託会社が判断する場合、管理会社または受託会社は、（ ）当該他の法域において信託の存在が認められ、受益者の権利が強制執行されうること、また、管理会社および受託会社がその義務を適法に免除され、かつ、ファンドまたは受益者に重大な課税をもたらす結果とならないこと、（ ）管理会社および受託会社が承認した適切かつ実在の信託会社が受託会社として選任されること、および（ ）受託会社が受益者集会の特別決議の方法により受益者の承諾を得ていることを条件として、ファンドを移管することができる。管理会社および受託会社は、ファンドが新たな法域の法律上も、ケイマン諸島の法律

上におけるのと同様、適法かつ有効となることを確保するために必要または望ましいと考えられる変更または追加を行うことができる。

関係法人との契約の更改等に関する手続

保管契約

保管契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈される。

同契約は、両当事者が署名した書面による合意がある場合にのみ変更することができる。

投資運用契約

投資運用契約は、管理会社が投資運用会社に対し、5営業日以上前に書面による通知をすることにより、または投資運用会社が管理会社に対し、20営業日前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ニュー・サウス・ウェールズの法律に準拠し、同法により解釈される。

同契約は、同契約別紙2のパートA（運用の指図に関するガイドライン）を除き、両当事者により署名された書面の取交しにより変更することができる。同契約別紙2のパートAは、管理会社の特に授權された者から投資運用会社への書面による指示により変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければならない。したがって、日本における販売会社または販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し、直接受益権を行使することができない。これら日本の受益者は、日本における販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて受益権を自己のために行使させることができる。

受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は、以下の通りである。

（ ）分配請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

（ ）買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有する。

（ ）残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

() 議決権

受託会社または管理会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の1以上を有する登録受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。

いずれの受益者集会においても、挙手による議決の場合には、（個人の場合には）自らまたは代理人により出席しているすべての受益者が、また（法人の場合には）適式に授權された代表者1名または代理人により出席しているすべての受益者が、一議決権を有する。投票による議決の場合には、（個人の場合には）自らまたは代理人により出席しているすべての受益者が、また（法人の場合には）適式に授權された代表者1名または代理人により出席しているすべての受益者が、その保有する受益証券一口につき一議決権を有する。

特別決議は、ファンドの発行済受益証券総口数の90%の保有者の書面により可決され、または信託証書の規定に基づき招集され開催された受益者集会において受益者の投票総数の4分の3以上の多数により可決される。

ファンドの重大な変更に関する承認ならびにファンドの他の法域への移管を含む一定の事項に関し、受益者は、受益者集会の特別決議の方法により、当該行為を承認または確認することを要する。また、受益者は、受益者集会の特別決議により、受託会社および／または管理会社を解任し、またファンドを終了することができる。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、以下の権限を委任されている。

- () 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限
- () 日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 中野 春芽

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は後記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドは、平成22年8月4日に運用を開始する予定であり、現在何ら資産を有しない。ファンドの第一会計年度は平成23年2月28日に終了する。ファンドの会計監査は、プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島が行う。

1【財務諸表】

（1）【貸借対照表】

該当事項なし。

（2）【損益計算書】

該当事項なし。

（3）【投資有価証券明細表等】

該当事項なし。

2【ファンドの現況】

該当事項なし。

第４【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次の通りである。

取扱機関 ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り 287 - 289番

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、その責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

(2) 受益者集会

受託会社または管理会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の1以上を有する登録受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。

いずれの受益者集会においても、挙手による議決の場合には、（個人の場合には）自らまたは代理人により出席しているすべての受益者が、また（法人の場合には）適式に授權された代表者1名または代理人により出席しているすべての受益者が、一議決権を有する。投票による議決の場合には、（個人の場合には）自らまたは代理人により出席しているすべての受益者が、また（法人の場合には）適式に授權された代表者1名または代理人により出席しているすべての受益者が、その保有する受益証券一口につき一議決権を有する。

特別決議は、ファンドの発行済受益証券総口数の90%の保有者の書面により可決され、または信託証書の規定に基づき招集され開催された受益者集会において受益者の投票総数の4分の3以上の多数により可決される。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある。）ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含む。）による受益証券の取得も制限することができる。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額（平成22年6月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約33億円）

発行済株式総数 1,002,080株

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

最近5年間における資本金の額の増減は以下の通りである。

平成17年4月末日	35,300,000.00米ドル
平成18年4月末日	35,300,000.00米ドル
平成19年4月末日	35,300,000.00米ドル
平成20年4月末日	37,117,968.52米ドル
平成21年4月末日	37,117,968.52米ドル
平成22年4月末日	37,117,968.52米ドル

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は年次株主総会において株主によって選任され、6年以内の期間かつ後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まる。取締役は再任されることができる。株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任される。取締役会に欠員がある場合、他の取締役はかかる欠員を、次回の株主総会まで補充する取締役を取締役会の過半数をもって選任することができる。

取締役会は、互選により、会長1名、また1名以上の副会長および株主総会および取締役会の議事録を管理する責務を負う秘書役1名（取締役である必要はない。）を選出することができる。

取締役は、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の絶対多数によるものとする。緊急時において、取締役会の決議は書面により行うこともできる。

取締役会は、管理会社の目的を達成するのに必要または有用なすべての行為をなす広汎な権限を有する。

(3) 役員および従業員の状況

氏名	役職名	略歴	
皆川 宏	マネージング・ディレクター	昭和56年 平成22年 5 月	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社入行 ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ マネージング・ディレクター
服部 努	エグゼクティブ・バイス・プレジデント	昭和61年 平成22年 2 月	株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行入行 ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ エグゼクティブ・バイス・プレジデント

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、受託会社は、以下の場合、かかる任命を解除することができる。(a) 管理会社が清算される場合、(b) 管理会社の事業に関して財産保全管理人が任命された場合、(c) 受託会社が、管理会社の変更が受益者の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、(d) 決議が総会において投票を行った受益者の4分の3以上の多数により承認された場合、または(e) 発行済受益証券の価値の4分の3を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合、管理会社がファンドの管理者でなくなった場合、受託会社は、ファンドの管理者になる資格を有する他の者を任命しなければならない。管理会社はまた、受託会社への通知により、管理会社の関係会社である他の管理者を後任者として、直ちに退任する権利を有する。ただし、管理会社が関係会社でない他の管理者を後任者として退任することを希望する場合、受託会社への60日間の通知が行われなければならない。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、故意の不履行、詐欺または重過失の場合を除き、ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証書に基づき、受託会社は、ファンドのために、かつファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、() ファンドの運営もしくはファンドの受益証券の募集もしくは() かかる者の行為に関係し、もしくはこれらから生じ、もしくはこれらに基づき、または信託証書に基づきファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が現実に一時的に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費（弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。）、判決および和解において支払われる金額（ただし、受託会社が、ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。）を補償するものとし、前記の者を前記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、かかる行為が故意の不履行、詐欺または重過失を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、平成22年4月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産価額の合計（通貨別）
ケイマン諸島	契約型投資信託（アンブレラ・ファンドのサブ・ファンドを含む。）	18	6,005,527,866.50米ドル

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の最近２事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第５項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・エス・エイから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2010年６月30日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝88.48円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【貸借対照表】

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ
貸借対照表

2009年12月31日現在

（単位：米ドル）

資産

	注記	2009年		2008年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
現金、中央銀行および郵便局 における残高	29.1, 29.3	25,821,411	2,284,678	47,090,618	4,166,578
金融機関に対するローンおよび 貸付金	3, 14, 29.1, 29.3	1,022,388,967	90,460,976	1,302,876,435	115,278,507
a) 要求払い		888,574,717	78,621,091	1,026,652,360	90,838,201
b) その他のローンおよび 貸付金		133,814,250	11,839,885	276,224,075	24,440,306
顧客に対するローンおよび貸 付金		0	0	85	8
株式およびその他の変動利回 り有価証券	4, 29.1, 29.3	3,558	315	3,447	305
関連会社株式	4, 5	860,343	76,123	852,270	75,409
無形資産	5	1,103,304	97,620	1,492,392	132,047
有形資産	5	1,965,053	173,868	3,173,517	280,793
その他の資産	6	44,494	3,937	43,107	3,814
前払金および未収収益	7	29,960,374	2,650,894	30,490,248	2,697,777
資産合計	8	1,082,147,504	95,748,411	1,386,022,119	122,635,237

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表（続き）

2009年12月31日現在

（単位：米ドル）

負債

	注記	2009年		2008年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
金融機関に対する未払金	14,29.1	661,186,846	58,501,812	722,371,760	63,915,453
a) 要求払い		661,186,846	58,501,812	722,371,760	63,915,453
顧客に対する未払金	9,14,29.1	304,989,593	26,985,479	529,328,622	46,834,996
a) その他の債務					
要求払い		257,758,715	22,806,491	452,231,021	40,013,401
満期日または予告期間 が確定しているもの		47,230,878	4,178,988	77,097,601	6,821,596
その他の負債	10	970,178	85,841	836,477	74,011
未払金および繰延利益	11	3,250,870	287,637	14,270,028	1,262,612
引当金		15,849,450	1,402,359	14,833,026	1,312,426
a) 課税引当金		15,352,854	1,358,421	14,212,508	1,257,523
b) その他の引当金		496,596	43,939	620,518	54,903
発行済み資本	12	37,117,969	3,284,198	37,117,969	3,284,198
準備金	13	47,636,440	4,214,872	43,493,000	3,848,261
繰越損益	13	7,393	654	67,673	5,988
当期利益		11,138,765	985,558	23,703,564	2,097,291
負債合計	16	1,082,147,504	95,748,411	1,386,022,119	122,635,237

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ オフ・バランス・シート項目

2009年12月31日現在

（単位：米ドル）

	注記	2009年		2008年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
偶発債務	17,29.1	1,474,255	130,442	1,409,457	124,709
<u>内訳：</u>					
保証金および担保証券として差入れた資産		1,474,255	130,442	1,409,457	124,709
信託運用	20	63,725,221,820	5,638,407,627	38,636,414,745	3,418,549,977

（２）【損益計算書】

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ
損益計算書

2009年12月31日に終了した年度

（単位：米ドル）

	注記	2009年		2008年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
未収利息および類似収益		8,181,456	723,895	50,901,447	4,503,760
未払利息および類似費用		(2,430,358)	(215,038)	(31,072,534)	(2,749,298)
有価証券からの収益		278,402	24,633	202,482	17,916
株式およびその他の変動利 回り有価証券からの収益		131	12	85	8
関連会社株式からの収益		278,271	24,621	202,397	17,908
未収手数料		66,036,605	5,842,919	69,699,437	6,167,006
未払手数料		(32,108,979)	(2,841,002)	(30,164,973)	(2,668,997)
金融業務の純利益		1,079,368	95,502	659,253	58,331
その他の事業収益	21	1,240,511	109,760	1,290,388	114,174
ローンおよび貸付金に関する 価値再調整ならびに偶発債務 およびコミットメントに対す る引当金	2.6	749,600	66,325	0	0
一般管理費用		(26,707,103)	(2,363,044)	(30,852,195)	(2,729,802)
a) スタッフ費用	23,24	(13,331,558)	(1,179,576)	(15,912,579)	(1,407,945)
内訳：					
- 賃金およびサラリー		(11,202,413)	(991,190)	(13,996,168)	(1,238,381)
- 社会保障費		(1,404,607)	(124,280)	(1,487,210)	(131,588)
内訳：					
- 年金に関する社会保 障費		(945,444)	(83,653)	(1,095,753)	(96,952)
b) その他の一般管理費用	15,25	(13,375,545)	(1,183,468)	(14,939,616)	(1,321,857)
有形および無形資産に関する 価値調整		(2,007,689)	(177,640)	(1,934,125)	(171,131)
その他の事業費用	22	(1,245,170)	(110,173)	(207,512)	(18,361)
経常収益にかかる税金		(764,120)	(67,609)	(3,660,427)	(323,875)
税引後経常収益		12,302,523	1,088,527	24,861,241	2,199,723
前勘定科目に表示されていな いその他の税金	26	(1,163,758)	(102,969)	(1,157,677)	(102,431)
当期利益		11,138,765	985,558	23,703,564	2,097,291

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

財務諸表に対する注記

2009年12月31日現在

注１ 一般事項

1.1. 会社概況

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「当行」という。）は、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に株式会社として設立された。

1996年4月1日に、親会社の株式会社東京銀行が株式会社三菱銀行と合併して株式会社東京三菱銀行が設立され、バンク・オブ・トウキョウ（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2005年10月1日に、間接株主の株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（以下「ＭＴＦＧ」という。）は、株式会社ＵＦＪホールディングス（以下「ＵＦＪ」という。）と合併し、新規金融グループの株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（以下「ＭＵＦＧ」という。）となった。

2006年1月1日に、親銀行の株式会社東京三菱銀行は、株式会社ＵＦＪ銀行と合併し、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行となり、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2007年4月2日に、当行は、共に持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が70%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が30%を共同で出資する子会社に変更された。その結果、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイは、三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「ＭＵＧＣ」という。）に名称を変更した。

2008年4月28日に、三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイは、新株49,080株を発行し、資本金は1,817,968.52米ドル増加した。発行済株式資本総額は、現在37,117,968.52米ドルである。ＭＵＧＣの主たる株主２社は、株式資本92.25%を保有しており、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が28.53%を保有している。

取締役会のメンバーは、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社のグループおよび株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行のグループの専務取締役である。事業方針および評価基準は、ルクセンブルグの現行法規に定められている場合を除き、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループにおいて適用されているものに準拠して、取締役会によって決定および監督される。

1.2. 事業の性質

当行の事業目的は、当行自身およびルクセンブルグ大公国内外の第三者のための銀行業務または金融業務を行うこと、ならびに工業、商業、不動産といった上記の主目的に直接または間接的に関連するその他の全ての業務を行うことにある。

より具体的には、当行は投資運用サービスに活動を集中している。

当行における取引の大部分は、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行のグループ企業との間で、直接または間接的に完結するものである。

1.3. 財務書類

当行は、資本の表示通貨である米ドルを基準にして財務書類を作成している。当行の会計年度は、暦年と一致している。

注2 重要な会計方針の要約

当行の財務書類は、ルクセンブルグ大公国における法律および規制ならびにルクセンブルグ大公国の銀行部門で一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して、取得原価主義で作成されている。

これらを遵守するにあたって、以下の重要な会計基準が適用される。

2.1. 貸借対照表における取引計上日

貸借対照表における資産および負債は、かかる金額が確定した日、つまり権利移転日付で計上される。

2.2. 外貨

当行は、全ての取引を契約締結日における一または複数の取引通貨で計上する、複数通貨会計システムを採用している。

資産および負債は、貸借対照表の日付のスポット為替レートで米ドルに換算される。再評価によって生じる実現および未実現損益は、当期の損益に計上されるが、取得為替レートで計上される外国為替予約契約（スワップおよびヘッジ外国為替予約契約）によって特にカバーされたものから生じる実現および未実現損益はこの限りではない。

外貨建ての収益および費用は、日々、実勢為替レートで米ドルに換算される。

期末現在、全ての未決済の先渡取引は、貸借対照表の日付における残存期間に対応した実勢フォワード・レートで米ドルに換算される。

スポット取引およびスワップ取引に連動する未決済の先渡取引から生じる損益は、貸借対照表の日付に見越し計上される。かかる取引の再評価は、当期の損益に影響を与えない。

2.3. デリバティブ金融商品

金利スワップ、フォワード・レート契約、金融先物およびオプションのような、デリバティブ金融商品から派生している当行のコミットメントは、取引日にオフ・バランス・シート項目として計上される。

必要があれば、期末日に、当行の各コミットメントの時価による再評価によって生じる未実現損失に対して引当金が設定される。当該引当金は、貸借対照表の負債側に「引当金：その他の引当金」として含まれている。

金融商品が明らかに資産または負債をカバーかつ経済的統一している場合、または金融商品が逆取引でヘッジされているためにオープン・ポジションが存在しない場合においては、かかる引当金は設定されない。

2.4. 貸倒れおよび回収不能債務に関する特定価値調整

取締役会において、貸倒れおよび回収不能とみなされた債務に関して特定価値調整を行うのが当行の方針である。

特定価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.5. 証書、ローンおよび貸付金ならびにリース取引にかかる見込み損失に対する価値調整

ローンおよび貸付金の見込み損失に対する価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.6. リスク持高に対する一括引当金

当行は、ルクセンブルグの税法に準拠して、銀行監督諮問管理法に規定されているように、リスク持高に対する一括引当金を設定した。引当金の目的は、年次決算時にはまだ確認されていないが具体化すると考えられるリスクを考慮することにある。

税務局長によって1997年12月16日に発行された指図書に従い、当行のリスク持高の税引前かつ1.25%を超えない当該引当金が設定された。

2009年度中、当行は、ローンおよび貸付金に関する再分類として、損益計算書において749,600米ドルにのぼる引当金の戻し入れを行った。

2.7. 譲渡可能有価証券

譲渡可能有価証券は、当初、購入価格で計上される。当初の評価には平均原価法が使用される。注2.5.の詳述に従って計算されたまたは価値が減少したことによって生じる価値調整は、勘定残高から控除される。

2.8. 有形および無形資産

有形および無形資産は、購入価格で評価される。耐用年数が限られている有形および無形固定資産の価値は、かかる資産の下記の耐用年数に渡って体系的に償却するために計算された価値調整分減少する。

ハードウェア機器：4年

ソフトウェア：4年および5年

その他の無形資産：5年

その他の有形資産：10年

2.9. 関連会社株式

貸借対照表の日付において、金融固定資産として保有される関連会社株式は、低価法または時価で計上される。

2.10. 税金

税金は、関連する勘定が属する会計年度において発生主義で計上される。

2.11. 税金 - 為替差損：繰延税金

ルクセンブルグの財政法上、当行の貸借対照表および損益計算書はユーロ表示が義務付けられている。財政目的で当行の株式をユーロ等価物に換算し未実現損益が生じたために、財政目的で確定された当行の収益が、会計目的で報告された収益と著しく異なることがあり得る。

銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1987年7月16日（改正）法に準拠して、通常の状況下においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる未実現利益が、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲について中和することができる。

株式にかかる未実現換算損失は、時間差異から生じるものと考えられ、当行は会計所得にかかる所得税を繰延税とする。

注３ 金融機関に対するローンおよび貸付金

金融機関に対するローンおよび貸付金は、要求払いのものを除き、残存期間別に以下の通りである。

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
３か月以下	103,814,250	256,973,675
３か月超	30,000,000	20,000,000
リスク持高に対する一括引当金（注2.6.）	0	(749,600)
	133,814,250	276,224,075

注４ 譲渡可能有価証券

「関連会社株式」および「株式およびその他の変動利回り有価証券」の項目に表示されている譲渡可能有価証券は全て、860,343米ドルおよび3,558米ドル（2008年：852,270米ドルおよび3,447米ドル）の未上場有価証券で構成される。

関連会社株式の要約

2009年12月31日現在、当行は以下の会社の資本を少なくとも20%保有していた。

	取得原価 米ドル	保有資本 %	2009年12月31 日現在の資本 および準備金 米ドル	2009年12月31 日終了年度の 損益 米ドル
MUGCルクス・マネジメント・エス・エイ	538,091	100%	1,350,020	345,554
三菱ＵＦＪグローバルカストディ・ジャパン株式 社	322,252	100%	342,022	126,498

注５ 固定資産の変動

以下の変動は、当期中に当行の固定資産に対して生じたものである。

固定資産：

	期首現在 価値総額 米ドル	追加 米ドル	売却 米ドル	為替差額 米ドル	期末現在 価値総額 米ドル	価値調整 累計 米ドル	期末現在 価値純額 米ドル
１．関連会社株式	852,270	0	0	8,073	860,343	0	860,343
２．有形資産	13,270,566	308,087	(128,320)	426,743	13,877,076	11,912,023	1,965,053
a) ハードウェア	2,500,017	41,142	(86,791)	80,393	2,534,761	2,197,123	337,638
b) ソフトウェア	5,876,724	251,236	0	188,979	6,316,939	5,179,141	1,137,798
c) その他付属品、家具、機 器、車両	4,893,825	15,709	(41,529)	157,371	5,025,376	4,535,759	489,617
３．無形資産	1,945,439	0	0	0	1,945,439	842,135	1,103,304
有価約因に基づいて取得し たのれん	1,945,439	0	0	0	1,945,439	842,135	1,103,304

価値ある対価として取得されたのれんは、他機関の顧客の一部の買収の価値を表す。

注６ その他の資産

当行のその他の資産は以下の通りである。

2009年 米ドル	2008年 米ドル
--------------	--------------

保証人預金	44,494	43,107
-------	--------	--------

注 7 前払金および未収収益

当行の前払金および未収収益は以下の通りである。

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
前払法人税	1,914,936	222,408
未収利息	147,219	1,142,623
前払一般経費	8,348,591	10,650,594
信託業務手数料	2,432,788	1,987,496
全体保管手数料	7,362,076	8,332,813
投資ファンド手数料	2,473,011	3,393,743
その他の前払金（未収付加価値税（V A T）および富裕税を含む）	6,180,393	4,031,119
実現スワップ自己損益の中立化	448,852	0
管理会社手数料	635,226	677,602
その他の未収収益	17,282	51,850
	<u>29,960,374</u>	<u>30,490,248</u>

注 8 外貨建て資産

2009年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て資産の総額は、604,413,417米ドル（2008年：116,911,088米ドル）である。

注 9 顧客未払金

要求払いのものを除く債務は、残存期間別に以下の通りである。

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
3 か月以下	<u>47,230,878</u>	<u>77,097,601</u>

注10 その他の負債

当行のその他の負債は以下の通りである。

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
優先債権者	496,318	388,419
諸債権者	473,860	448,058
	<u>970,178</u>	<u>836,477</u>

注11 未払金および繰延利益

当行の未払金および繰延利益は以下の通りである。

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
未払利息	164,481	872,558
未払一般経費（その他）	318,446	211,591
未払手数料	2,767,678	8,935,855
実現スワップ自己損益の中立化	0	4,138,233
その他の仮受金	265	111,791
	<u>3,250,870</u>	<u>14,270,028</u>

注12 発行済み資本

当行の発行済みかつ全額払込み済み資本は37,117,969米ドルである。

注13 準備金および繰越損益の変動

	法定準備金 米ドル	その他の準備金 米ドル	繰越損益 米ドル
2009年1月1日現在の残高	3,530,000	39,963,000	67,673
2008年12月31日終了年度の利益	-	-	23,703,564
利益の増加			
- 株主への配当金支払	-	-	(19,620,404)
- 準備金への振替	181,797	3,961,643	(4,143,440)
2009年12月31日現在の残高	<u>3,711,797</u>	<u>43,924,643</u>	<u>7,393</u>

ルクセンブルグの法律に従い、当行は毎年の純利益の最低5%相当額を法定準備金として、かかる準備金が株式資本の10%に達するまで、充当しなければならない。当該充当は翌年に行われる。法定準備金の分配は制限されている。当行は、ルクセンブルグの法律に基づいて、当該年度が支払期限である富裕税のすべてまたは一部について税額控除の適用を選択した。ただし、当該税額控除は、同年度が支払期限である税額控除調整前の法人税額を上限とする。当該控除から利益を得るためには、翌年度末以前に富裕税額控除の5倍にあたる金額を特別準備金に計上するという立場を表明しなければならない。これを5年間維持しなければならない。総額10,924,643米ドル（2008年：6,963,000米ドル）の富裕税準備金は、当行のその他の準備金に含まれている。

	2009年 富裕税準備金 ユーロ	2009年 富裕税準備金 米ドル
2005年	1,063,650	1,241,000
2006年	2,601,000	2,498,676
2007年	2,744,825	3,223,324
2008年	2,814,525	3,961,643
2009年12月31日現在の残高	9,224,000	10,924,643

2005年に、株主は、総額60,000,000米ドルの特別オンライン費用準備金の設定を承認した。同年に、当行は、当該準備金から50,000,000米ドルを使って特別オンライン費用から生じた損失を補填した。残りの10,000,000米ドルは、当行の2009年12月31日現在のその他の準備金に含まれている。

注14 関連会社残高

2009年12月31日（および2008年12月31日）現在、以下の関連会社残高が未決済となっている。

資産

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	948,392,404	1,262,924,445
株式およびその他の変動利回り有価証券	1	1
関連会社株式	860,343	852,270
前払金および未収収益	7,000,340	9,241,342
	956,253,088	1,273,018,058

負債

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
金融機関に対する未払金	660,216,439	721,785,833
顧客に対する未払金	10,520,246	6,040,628
	670,736,685	727,826,461

当行は、2009年12月31日現在および同日に終了した会計年度において、国際会計基準第24号「関連当事者についての開示」で定義される通り、取引条件が一般の独立当事者間取引と同様でない、いかなる重大な関係会社間取引をも締結していない。

注15 監査法人に対する未払報酬

監査法人から当行に請求された、付加価値税（VAT）を除く報酬およびそれぞれの全体的なネットワークは、以下の通りである。

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
財務書類の監査	203,734	205,247
税金アドバイス報酬	43,542	17,858
その他の報酬	13,552	44,069
	260,828	267,174

当期の報酬は、発生主義に基づいて表示されている。

注16 外貨建て負債

2009年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て負債の総額は、540,518,170米ドル（2008年：116,106,761米ドル）である。

注17 偶発債務

当行の偶発債務は、以下の通りである。

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
念書	1,474,255	1,409,457

期末現在、関連会社残高はなかった。

注18 コミットメント

当行は、貸借対照表およびオフ・バランス・シートのいずれにも開示されていないが、当行の財政状態を査定する上で重要な一定のコミットメントを締結した。かかるコミットメントの詳細は以下の通りである。

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
建物の固定賃貸料支払契約に関するコミットメント	545,943	1,586,803

期末現在、関連会社残高はなかった。

注19 通貨為替レート、金利およびその他の市場金利に連動する運用

2009年12月31日および2008年12月31日現在、流通している先渡取引の種類は以下の通りである。

外貨為替レートに連動する運用

- 為替先渡取引（スワップ、アウトライト）

外貨為替レートと連動する運用は、大抵、持高をカバーする目的で行われる。

注20 投資運用業務および引受業務

当行が提供する運用および代理業務には、以下の項目が含まれる。

- 譲渡可能有価証券の保管および管理事務
- 信託代理
- 代理店機能
- ポートフォリオ運用および顧問

注21 その他の事業収益

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
前年度に関する富裕税過払いの調整	794,287	763,089
過年度の付加価値税（V A T）還付金	59,144	205,204
過年度の一般経費調整からの利益	182,980	38,322
過年度の利子の調整	89,665	1,517
過年度の手数料の調整	88,810	217,250
固定資産売却益	0	16,260
その他	25,625	48,746
	1,240,511	1,290,388

注22 その他の事業費用

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
固定資産売却損	0	38,569
過年度の一般経費調整からの費用	42,047	64,506
過年度の利子	9,993	6,427
過年度の手数料	1,180,988	87,728
その他	12,142	10,282
	1,245,170	207,512

注23 従業員数

当期における当行の平均従業員数は以下の通りである。

	2009年 人数	2008年 人数
上級管理職	14	14
中間管理職	24	26
従業員	77	81
	115	121

注24 経営者報酬

当期に当行は、当行の管理職に対しその経営責任を考慮して以下の通り手当を与えた。

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
上級管理職	3,071,009	4,151,460

当期中に取締役会および一般管理職のメンバーとの間で年金に関する契約は結ばれなかった。

2009年12月31日および2008年12月31日現在、当行は、取締役会および一般管理職のメンバーに対して貸付および与信をしていなかった。

注25 その他の一般管理費用

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
賃貸および関連費用	1,209,724	1,273,905
通信費用	396,905	541,660
専門家報酬	618,124	762,977
データ費用	526,077	501,705
維持費	742,804	946,805
旅費、交通費、出張費	162,555	360,491
業務費用	2,874,518	2,846,810
システム費用	5,655,691	6,291,839
その他の費用	1,189,147	1,413,424
	13,375,545	14,939,616

注26 前勘定科目に表示されていないその他の税金

	2009年 米ドル	2008年 米ドル
富裕税（注14）	740,374	805,712
付加価値税（VAT）	381,968	259,741
その他の税金	41,416	92,224
	<u>1,163,758</u>	<u>1,157,677</u>

注27 親会社

2009年12月31日現在、当行は、日本の法律に準拠して設立され登録事務所を東京都に持つ、共に持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（MUFJ）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が28.53%を共同で出資する子会社に変更された。

持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（MUFJ）の連結財務書類は、日本の郵便番号100、東京都千代田区丸の内二丁目7番1号所在の本社より入手することができる。

注28 預金保証制度

1989年9月25日に、全てのルクセンブルグ金融機関の銀行部門が、非営利団体である「ルクセンブルグ預金保証協会」（以下「AGDL」という。）のメンバーになった。

1997年6月11日に改正された1993年4月5日法および2009年2月18日法に準拠して、AGDLの唯一の目的は、全メンバー金融機関の顧客預金をカバーする相互保証制度（以下「保証」という。）を確立することにある。保証によってカバーされる顧客には、国籍や居住国を問わず自然人である全ての預金者が含まれる。同様に、欧州連合加盟国の法律のもとで設立された、小規模であるため2002年12月19日営利企業法（改正済）の第35条に従い省略された財務書類の作成が認められている小会社も、保証によってカバーされる。

設立時のメンバーが支払不能に陥った場合、AGDLは、100,000ユーロまたは等価の外貨を上限とする弁済金を保証することにより、全ての現金預金者を保護する。全ての通貨が、区別されることなく保護される。同一金融機関における口座数または単独名義預金か連名名義預金かに関わらず、いかなる預金者もかかる金額より多く受け取ることはできない。

2000年7月27日法は、銀行は投資保証制度にも属さなければならないと規定している。この追加保証は、投資取引から生じた申し立ての弁済金として20,000ユーロをカバーするものである。

保証合計額は、いかなる場合においても一顧客当たり120,000ユーロ（預金保証の100,000ユーロおよび投資弁償の20,000ユーロ）を超えることはなく、絶対的な数値であり、いかなる利害関係またはその他の金額によって増額することはできない。

当行は、自然人名義の口座を引き受けておらず、潜在的な保証債務の認識における引当金を設定していない。

注29 金融商品の開示

29.1. 主要な非トレーディング金融商品

2009年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下の通りである。

米ドルによる簿価	3ヶ月以下 米ドル	3ヶ月超1年 以下 米ドル	1年超5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	666	0	0	0	666
B c L 残高	25,820,745	0	0	0	25,820,745
金融機関に対するローンおよび貸付金	992,388,967	30,000,000	0	0	1,022,388,967
株式およびその他の変動利回り有価証券	0		0	3,558	3,558
合計	1,018,210,378	30,000,000	0	3,558	1,048,213,936
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	661,186,846	0	0	0	661,186,846
顧客に対する未払金	304,989,593	0	0	0	304,989,593
偶発債務としてオフ・バランスシートに開示されている項目	1,474,255	0	0	0	1,474,255
担保証券として差し入れられた保証金および資産					
合計	967,650,694	0	0	0	967,650,694

2008年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下の通りである。

米ドルによる簿価	3ヶ月以下 米ドル	3ヶ月超1年 以下 米ドル	1年超5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	1,205	0	0	0	1,205
B c L 残高	47,089,413	0	0	0	47,089,413
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,282,876,435	20,000,000	0	0	1,302,876,435
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	3,447	3,447
合計	1,329,967,053	20,000,000	0	3,447	1,349,970,500
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	722,371,760	0	0	0	722,371,760
顧客に対する未払金	529,328,622	0	0	0	529,328,622
偶発債務としてオフ・バランスシートに開示されている項目	1,409,457	0	0	0	1,409,457
担保証券として差し入れられた保証金および資産					
合計	1,253,109,839	0	0	0	1,253,109,839

29.2. デリバティブ・非トレーディング金融商品

2009年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品
(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。) は以下の通りである。

米ドルによる未払い の想定元本	3ヶ月以下 米ドル	3ヶ月超1 年以下 米ドル	1年超5年 以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	273,151,740	0	0	0	273,151,740	4,566,868
スワップ	200,885,191	0	0	0	200,885,191	997,354
合計	474,036,931	0	0	0	474,036,931	5,564,222
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	209,978,475	0	0	0	209,978,475	3,235,902
スワップ	130,702,702	0	0	0	130,702,702	1,860,944
合計	340,681,177	0	0	0	340,681,177	5,096,846

上記の金額には、取引日が2009年12月31日以前で、評価日が2009年12月31日以降である店頭デリバ
ティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

2008年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品

（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下の通りである。

米ドルによる未払い の想定元本	3ヶ月以下 米ドル	3ヶ月超1 年以下 米ドル	1年超5年 以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	904,063,220	0	0	0	904,063,220	60,274,493
スワップ	311,792	0	0	0	311,792	7,260
合計	904,375,012	0	0	0	904,375,012	60,281,753
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	872,887,269	0	0	0	872,887,269	59,030,843
スワップ	92,641,300	0	0	0	92,641,300	1,240,788
合計	965,528,569	0	0	0	965,528,569	60,271,631

上記の金額には、取引日が2008年12月31日以前で、評価日が2008年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

29.3. 主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクに関する情報

2009年12月31日現在、当行は以下の、主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2009年 簿価 米ドル	2008年 簿価 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
現金、B c l 残高	25,821,411	47,090,618
E U加盟国	25,821,411	47,090,618
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,022,388,967	1,302,876,435
E U加盟国	40,642,807	17,577,052
北および中央アメリカ	81,060,912	967,079,045
アジア	900,683,749	318,143,941
ヨーロッパ（非E U加盟国）	415	46,067
南アフリカ	0	7,509
オーストラリアおよびニュージーランド	1,084	22,821
株式およびその他の変動利回り有価証券	3,558	3,447
E U加盟国	3,558	3,447
合計	1,048,213,936	1,349,970,500

29.4. デリバティブ・非トレーディング金融商品に関する情報

	2009年 未収想定元本 米ドル	2008年 未収想定元本 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
E U加盟国	416,716,520	1,691,822,960
アジア	67,760,770	86,141,300
アメリカ	0	311,804
スワップ		
アジア	66,415,641	85,100,169
E U加盟国	264,292,548	6,537,435
合計	815,185,479	1,869,913,668

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET AND OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2009
(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2009

(in USD)

A S S E T S

	Notes	2009	2008
Cash, balances with central banks and post office banks	29.1, 29.3	25.821.411	47.090.618
Loans and advances to credit institutions	3, 14, 29.1, 29.3	1.022.388.967	1.302.876.435
a) repayable on demand		888.574.717	1.026.652.360
b) other loans and advances		133.814.250	276.224.075
Loans and advances to customers		0	85
Shares and other variable-yield securities	4, 29.1, 29.3	3.558	3.447
Shares in affiliated undertakings	4, 5	860.343	852.270
Intangible assets	5	1.103.304	1.492.392
Tangible assets	5	1.965.053	3.173.517
Other assets	6	44.494	43.107
Prepayments and accrued income	7	29.960.374	30.490.248
TOTAL ASSETS	8	1.082.147.504	1.386.022.119

See notes to the accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2009

(in USD)

- continued -

L I A B I L I T I E S

	Notes	2009	2008
Amounts owed to credit institutions	14, 29.1	661.186.846	722.371.760
a) repayable on demand		661.186.846	722.371.760
Amounts owed to customers	9, 14, 29.1	304.989.593	529.328.622
a) other debts			
repayable on demand		257.758.715	452.231.021
with agreed maturity dates or periods of notice		47.230.878	77.097.601
Other liabilities	10	970.178	836.477
Accruals and deferred income	11	3.250.870	14.270.028
Provisions		15.849.450	14.833.026
a) provisions for taxation		15.352.854	14.212.508
b) other provisions		496.596	620.518
Subscribed capital	12	37.117.969	37.117.969
Reserves	13	47.636.440	43.493.000
Result brought forward	13	7.393	67.673
Profit for the financial year		11.138.765	23.703.564
TOTAL LIABILITIES	16	1.082.147.504	1.386.022.119

See notes to the accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2009

(in USD)

	Notes	2009	2008
Contingent liabilities	17, 29.1	1.474.255	1.409.457
<u>of which:</u>			
guarantees and assets pledged as collateral security		1.474.255	1.409.457
Fiduciary operations	20	63.725.221.820	38.636.414.745

See notes to the accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2009
(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2009

(in USD)

	Notes	2009	2008
Interest receivable and similar income		8.181.456	50.901.447
Interest payable and similar charges		(2.430.358)	(31.072.534)
Income from securities		278.402	202.482
Income from shares and other variable yield securities		131	85
Income from shares in affiliated undertakings		278.271	202.397
Commission receivable		66.036.605	69.699.437
Commission payable		(32.108.979)	(30.164.973)
Net profit on financial operations		1.079.368	659.253
Other operating income	21	1.240.511	1.290.388
Value re-adjustments in respect of loans and advances and provisions for contingent liabilities and for commitments	2.6.	749.600	0
General administrative expenses		(26.707.103)	(30.852.195)
a) staff costs	23, 24	(13.331.558)	(15.912.579)
<u>of which:</u>			
- wages and salaries		(11.202.413)	(13.996.168)
- social security costs		(1.404.607)	(1.487.210)
<u>of which:</u>			
- social security costs relating to pensions		(945.444)	(1.095.753)
b) other administrative expenses	15, 25	(13.375.545)	(14.939.616)
Value adjustments in respect of tangible and intangible assets		(2.007.689)	(1.934.125)
Other operating charges	22	(1.245.170)	(207.512)
Tax on profit on ordinary activities		(764.120)	(3.660.427)
Profit on ordinary activities after tax		12.302.523	24.861.241
Other taxes not shown under the preceding items	26	(1.163.758)	(1.157.677)
Profit for the financial year		<u>11.138.765</u>	<u>23.703.564</u>

See notes to the accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

NOTE 1 - GENERAL

1.1. Corporate matters

Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. ("the Bank") was incorporated in Luxembourg on April 11, 1974 as a société anonyme.

On April 1, 1996, the Parent Bank, The Bank of Tokyo, Ltd., merged with The Mitsubishi Bank, Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi Ltd., and Bank of Tokyo (Luxembourg) S. A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A..

On October 1, 2005, the indirect shareholder, Mitsubishi Tokyo Financial Group, Inc. (MTFG) merged with UFJ Holdings, Inc. (UFJ) and formed a new financial group, Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG).

On January 1, 2006, the Parent Bank, The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd. merged with UFJ Bank Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd., and Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A..

On April 2, 2007, the company became a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 70% and Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ Ltd. by 30%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG). Consequently, Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A. changed its name to Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (MUGC).

On April 28, 2008, Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., has issued 49,080 new shares and the capital of the company has been increased by USD 1,817,968,52. The total subscribed share capital is currently set at USD 37,117,968,52. The two major shareholders of MUGC hold 92,25% of the capital, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%.

The members of the Board of Directors are Senior Executives of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation Group and The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd Group. The business policy and valuation principles, unless prescribed by the legal requirements existing in Luxembourg, are determined and monitored by the Board of Directors in accordance with those applied in Mitsubishi UFJ Financial Group.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

1.2. Nature of business

The object of the Bank is the undertaking for its own account, as well as for the account of third parties either within or outside the Grand-Duchy of Luxembourg, of any banking or financial operations, as well as all other operations, whether industrial or commercial or in real estate, which directly or indirectly relate to the main object described above.

More specifically, the Bank concentrates its activities on investment management services.

A significant volume of the Bank's transactions is concluded directly or indirectly with companies of The Bank of Tokyo - Mitsubishi UFJ, Ltd Group.

1.3. Annual accounts

The Bank prepares its annual accounts in US Dollars (USD), the currency in which the capital is expressed. The Bank's accounting year coincides with the calendar year.

NOTE 2 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Bank prepares its annual accounts under the historical cost principle in accordance with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg and on the basis of accounting principles generally accepted in the banking sector in the Grand-Duchy of Luxembourg.

In observing these, the following significant accounting policies are applied.

2.1. The date of recording of transactions in the balance sheet

Assets and liabilities are stated in the balance sheet on the date the amounts concerned become cleared funds, that is, on their date of effective transfer.

2.2. Foreign currencies

The Bank maintains a multi-currency accounting system which records all transactions in the currency or currencies of the transaction, on the day on which the contract is concluded.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

Assets and liabilities are converted into USD at the spot exchange rates applicable at the balance sheet date. Both realised and unrealised profits and losses arising on revaluation are accounted for in the profit and loss account for the year, except for those resulting from items specifically covered by a forward foreign exchange contract (swap and hedging forward foreign exchange contract) which are recorded at historical exchange rates.

Revenues and expenses in foreign currencies are translated into USD daily at the prevailing exchange rates.

At the year end all uncompleted forward transactions are translated into USD at the forward rate applicable for the remaining term ruling on the balance sheet date.

Results on uncompleted forward transactions linked to spot transactions and on swap transactions are accrued at the balance sheet date. The revaluation of these transactions does not affect the result of the financial year.

2.3. Financial instruments derivatives

The Bank's commitments deriving from the derivatives financial instruments such as interest rate swaps, forward rate agreements, financial futures and options are recorded on the transaction date among the off balance sheet items.

At the year end, where necessary, a provision is set up in respect of individual unrealised losses resulting from the revaluation of the Bank's commitments at market value. This provision is included on the liabilities side of the balance sheet under the caption "Provisions: other provisions".

No provision is set up in those cases where a financial instrument clearly covers an asset or a liability and economic unity is established or where a financial instrument is hedged by a reverse transaction so that no open position exists.

2.4. Specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts

It is the Bank's policy to establish specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts, as deemed appropriate by the Board of Directors.

Value adjustments, if any, are deducted from the assets to which they relate.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

2.5. Value adjustments for possible losses on bills, loans and advances and leasing transactions

The value adjustments for possible losses on loans and advances, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.6. Lump-sum provision for risk exposures

In accordance with the Luxembourg tax legislation, the Bank has established a lump-sum provision for risk exposures, as defined in the legislation governing prudential supervision of banks. The purpose of the provision is to take account of risks which are likely to crystallise but which have not yet been identified as at the date of preparation of the annual accounts.

Pursuant to the Instructions issued by the Directeur des Contributions on December 16, 1997, this provision was made before taxation and did not exceed 1,25% of the Bank's risk exposures.

During year 2009, the Bank has written back the provision of USD 749,600 under the Profit and Loss Account in Value re-adjustment in respect of loans and advances.

2.7. Transferable securities

Transferable securities are recorded initially at their purchase price. The average cost method is used for initial recognition. Value adjustments, calculated as described in note 2.5. or arising from a diminution of value, are deducted from the account balance.

2.8. Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets are valued at purchase price. The value of tangible and intangible fixed assets with limited useful economic lives is reduced by value adjustments calculated to write off the value of such assets systematically over their useful economic lives as follows:

Hardware equipment: 4 years;
Software: 4 years and 5 years;
Other intangible assets: 5 years;
Other tangible assets: 10 years.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

2.9. Shares in affiliated undertakings

At the balance sheet date, shares in affiliated undertakings held as financial fixed assets are stated at the lower of cost or market value.

2.10. Taxes

Taxes are accounted for on an accruals basis in the accounts of the year to which they relate.

2.11. Taxation - exchange difference: deferred taxation

Under Luxembourg fiscal regulations, the Bank's fiscal balance sheet and its results of operations are required to be expressed in Euro. The earnings of the Bank as determined for fiscal purposes can differ substantially from earnings reported for accounting purposes as a result of unrealised profits or losses on the translation of the Bank's equity into Euro equivalents for fiscal purposes.

In accordance with the Law of July 16, 1987 (as modified), which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, unrealised gains which may be caused by a rise in the USD against the Euro can, under normal circumstances, be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

Unrealised translation losses on equity are considered to result from a timing difference and the Bank provides for revenue taxes on the accounting income as deferred taxation.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

NOTE 3 - LOANS AND ADVANCES TO CREDIT INSTITUTIONS

Loans and advances to credit institutions other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2009 USD	2008 USD
Not more than three months	103.814.250	256.973.675
More than three months	30.000.000	20.000.000
Lump-sum provision for risk exposure (note 2.6.)	0	(749.600)
	<u>133.814.250</u>	<u>276.224.075</u>

NOTE 4 - TRANSFERABLE SECURITIES

Transferable securities shown under the items "Shares in affiliated undertakings" and "Shares and other variable yield securities" consist entirely of unlisted securities for USD 860.343 and USD 3.558 (2008: USD 852.270 and USD 3.447).

Summary of shares in affiliated undertakings

At December 31 2009, the Bank held at least 20 % of the capital of the following companies:

	Cost USD	Capital held %	Capital and reserves at 31/12/2009 USD	Result for the year ended 31/12/2009 USD
MUGC LUX MANAGEMENT S.A.	538.091	100%	1.350.020	345.554
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY JAPAN Limited	322.252	100%	342.022	126.498

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

NOTE 5 - MOVEMENTS IN FIXED ASSETS

The following movements have occurred in the Bank's fixed assets in the course of the financial year:

FIXED ASSETS:

	Gross value at the beginning of the financial year USD	Additions USD	Disposals USD	Exchange difference USD	Gross value at the end of the financial year USD	Cumulative value adjustments USD	Net value at the end of the financial year USD
1. Shares in affiliated undertakings	852.270	0	0	8.073	860.343	0	860.343
2. Tangible assets	13.270.566	308.087	(128.320)	426.743	13.877.076	11.912.023	1.965.053
a) Hardware	2.500.017	41.142	(86.791)	80.393	2.534.761	2.197.123	337.638
b) Software	5.876.724	251.236	0	188.979	6.316.939	5.179.141	1.137.798
c) Other fixtures and fittings, flat furniture, equipment and vehicles	4.893.825	15.709	(41.529)	157.371	5.025.376	4.535.759	489.617
3. Intangible assets	1.945.439	0	0	0	1.945.439	842.135	1.103.304
Goodwill acquired for valuable consideration	1.945.439	0	0	0	1.945.439	842.135	1.103.304

Goodwill acquired for valuable consideration represents the value of the takeover of part of the client base of another institution.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

NOTE 6 - OTHER ASSETS

The Bank's other assets may be analysed as follows:

	2009 USD	2008 USD
Guarantee deposit	44.494	43.107

NOTE 7 - PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME

The Bank's prepayments and accrued income may be analysed as follows:

	2009 USD	2008 USD
Prepaid income taxes	1.914.936	222.408
Accrued interest income	147.219	1.142.623
Prepaid general expenses	8.348.591	10.650.594
Commission on fiduciary operations	2.432.788	1.987.496
Commission on global custody	7.362.076	8.332.813
Commission on investment funds	2.473.011	3.393.743
Other prepayments (including VAT & Net worth tax receivable)	6.180.393	4.031.119
Neutralization of realized swap own result	448.852	0
Commission from Management Companies	635.226	677.602
Other accrued income	17.282	51.850
	<u>29.960.374</u>	<u>30.490.248</u>

NOTE 8 - FOREIGN CURRENCY ASSETS

At December 31, 2009 the aggregate amount of the Bank's assets denominated in foreign currencies, translated into USD, is USD 604.413.417 (2008: USD 116.911.088).

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

NOTE 9 - AMOUNTS OWED TO CUSTOMERS

Debts other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2009 USD	2008 USD
Not more than three months	47.230.878	77.097.601

NOTE 10 - OTHER LIABILITIES

The Bank's other liabilities may be analysed as follows:

	2009 USD	2008 USD
Preferential creditors	496.318	388.419
Sundry creditors	473.860	448.058
	970.178	836.477

NOTE 11 - ACCRUALS AND DEFERRED INCOME

The Bank's accruals and deferred income may be analysed as follows:

	2009 USD	2008 USD
Accrued interest expenses	164.481	872.558
Accrued general expenses (Others)	318.446	211.591
Accrued commission	2.767.678	8.935.855
Neutralization of realized swap own result	0	4.138.233
Other suspense receipt	265	111.791
	3.250.870	14.270.028

NOTE 12 - SUBSCRIBED CAPITAL

The Bank's subscribed and fully paid up capital amounts to USD 37.117.969.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

NOTE 13 - MOVEMENTS IN RESERVES AND RESULT BROUGHT FORWARD

	Legal reserve	Other reserves	Result brought forward
	USD	USD	USD
Balance at January 1, 2009	3.530.000	39.963.000	67.673
Profit for the year ended December 31, 2008			23.703.564
Appropriation of profit			
- Dividends paid to shareholders			(19.620.404)
- Transfer to reserves	181.797	3.961.643	(4.143.440)
Balance at December 31, 2009	3.711.797	43.924.643	7.393

Under Luxembourg law, the Bank must appropriate to a legal reserve an amount equivalent to at least 5% of the annual net profit until such reserve is equal to 10% of the share capital.

This appropriation is made in the following year. Distribution of the legal reserve is restricted.

Based on the Luxembourg tax law, the Bank has elected to get a tax credit for all or part of the net worth tax due for that year. This tax credit is however, limited to the amount of the corporate income tax due for the same year before the imputation of any tax credits. In order to profit from this credit, the Bank must commit itself to post before the end of the subsequent year an amount equal to five times the net worth tax credit to a special reserve, which has to be maintained for a period of five years. The reserve for net worth tax is included in the Bank's other reserve for a total amount of USD 10.924.643 (2008: USD 6.963.000).

Years	2009 Reserve for Net Worth Tax EUR	2009 Reserve for Net Worth Tax USD
2005	1.063.650	1.241.000
2006	2.601.000	2.498.676
2007	2.744.825	3.223.324
2008	2.814.525	3.961.643
Balance at December 31, 2009	9.224.000	10.924.643

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
 NOTES TO THE ACCOUNTS
 December 31, 2009
 - continued -

In 2005, the Shareholders approved the creation of a special “On-line costs reserve” for a total amount of USD 60.000.000. In the same year, the Bank used the amount of USD 50.000.000 from this reserve to absorb the losses created by the special “On-line costs”. The remaining balance of USD 10.000.000 is included in the Bank's other reserves as at December 31, 2009.

NOTE 14 - RELATED PARTY BALANCES

As at December 31, 2009 (and December 31, 2008) the following balances with related parties are outstanding:

ASSETS	2009 USD	2008 USD
Loans and advances to credit institutions	948.392.404	1.262.924.445
Shares and other variable-yield securities	1	1
Shares in affiliated undertakings	860.343	852.270
Prepayments and accrued income	7.000.340	9.241.342
	<u>956.253.088</u>	<u>1.273.018.058</u>
LIABILITIES	2009 USD	2008 USD
Amounts owed to credit institutions	660.216.439	721.785.833
Amounts owed to customers	10.520.246	6.040.628
	<u>670.736.685</u>	<u>727.826.461</u>

The Bank has not entered into any materiel transaction with related parties as defined in International Accounting Standards 24 “Related Party Disclosures” which were not made on terms equivalent to those that prevail in arm's length transactions as of December 31,2009 and for the year then ended.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

NOTE 15 - FEES PAYABLE TO THE AUDIT FIRM

Fees, excluding VAT, charged to the Bank by the audit firm and its respective entire network may be analysed as follows:

	2009 USD	2008 USD
Audit of the Annual Accounts	203.734	205.247
Tax advisory fees	43.542	17.858
Other fees	13.552	44.069
	<u>260.828</u>	<u>267.174</u>

Fees are shown on an accrual basis for the financial year.

NOTE 16 - FOREIGN CURRENCY LIABILITIES

At December 31, 2009, the aggregate amounts of liabilities denominated in foreign currencies translated into USD is USD 540.518.170 (2008: 116.106.761).

NOTE 17 - CONTINGENT LIABILITIES

The Bank's contingent liabilities may be analysed as follows:

	2009 USD	2008 USD
Counter-guarantees	<u>1.474.255</u>	<u>1.409.457</u>

As at the year end, there were no related party balances.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

NOTE 18 - COMMITMENTS

The Bank has entered into certain commitments which are not disclosed neither in the balance sheet nor in the off balance sheet items, but which are significant for the purposes of assessing the financial situation of the Bank. Details of such commitments are as follows:

	2009 USD	2008 USD
Commitments in respect of fixed rental payments contracted on buildings	545.943	1.586.803

As at the year end, there are no related party balances.

NOTE 19 - OPERATIONS LINKED TO CURRENCY EXCHANGE RATES, INTEREST RATES AND OTHER MARKET RATES

The following types of forward transactions are outstanding as at December 31, 2009 and 2008:

Operations linked to currency exchange rates

- Forward exchange transactions (swaps, outright).

Operations linked to the foreign currency exchange rates are made to a large extent for the purposes of covering the existing positions.

NOTE 20 - INVESTMENT MANAGEMENT SERVICES AND UNDERWRITING FUNCTIONS

Management and agency services provided by the Bank include:

- Custody and administration of transferable securities;
- Fiduciary representations;
- Agency functions;
- Portfolio management and advice.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

NOTE 21 - OTHER OPERATING INCOME

	2009 USD	2008 USD
Adjustment of overpayment of Net Worth Tax related to previous years	794.287	763.089
VAT refund for prior years	59.144	205.204
Income from the adjustment of general expenses regarding previous years	182.980	38.322
Adjustment for interest previous years	89.665	1.517
Adjustment for commission previous years	88.810	217.250
Gain on the sale of fixed asset	0	16.260
Other	25.625	48.746
	<u>1.240.511</u>	<u>1.290.388</u>

NOTE 22 - OTHER OPERATING CHARGES

	2009 USD	2008 USD
Loss on the sale of fixed assets	0	38.569
Charges from the adjustment of general expenses regarding previous years	42.047	64.506
Interest previous years	9.993	6.427
Commission previous years	1.180.988	87.728
Others	12.142	10.282
	<u>1.245.170</u>	<u>207.512</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

NOTE 23 - STAFF NUMBERS

The average number of persons employed during the financial year by the Bank is as follows:

	2009 Number	2008 Number
Senior management	14	14
Middle management	24	26
Employees	77	81
	115	121

NOTE 24 - MANAGEMENT REMUNERATION

The Bank has granted emoluments in respect of the financial year to the members of the managerial body of the Bank by reason of their responsibilities as follows:

	2009 USD	2008 USD
Senior management	3.071.009	4.151.460

During the financial year, no pension commitments to the members of the Board of Directors and General Management were made.

As at December 31, 2009 and 2008, the Bank did not grant any advances and credits to the members of the Board of Directors and General Management.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

NOTE 25 - OTHER ADMINISTRATIVE EXPENSES

	2009 USD	2008 USD
Rent and related expenses	1.209.724	1.273.905
Telecommunication expenses	396.905	541.660
Professional fees	618.124	762.977
Data charges	526.077	501.705
Maintenance	742.804	946.805
Travelling, moving, business trips	162.555	360.491
Service fee	2.874.518	2.846.810
System cost	5.655.691	6.291.839
Other expenses	1.189.147	1.413.424
	<u>13.375.545</u>	<u>14.939.616</u>

NOTE 26 - OTHER TAXES NOT SHOWN UNDER THE PRECEDING ITEMS

	2009 USD	2008 USD
Net worth tax (note 14)	740.374	805.712
VAT	381.968	259.741
Other taxes	41.416	92.224
	<u>1.163.758</u>	<u>1.157.677</u>

NOTE 27 - PARENT UNDERTAKING

As of December 31, 2009, the Bank is a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG), which is incorporated under the laws of Japan and whose registered office is in Tokyo.

The consolidated accounts of the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG) may be obtained from the head office at 7-1, Marunouchi 2-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100, Japan.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

NOTE 28 - DEPOSIT GUARANTEE SCHEME

On September 25, 1989, all credit institutions in the Luxembourg banking sector became members of the non-profit making association “Association pour la Garantie des Dépôts, Luxembourg” (“ AGDL ”).

In accordance with the Law of April 5, 1993, as amended by the Law of June 11, 1997 and the Law of February 18, 2009, the sole object of AGDL is the establishment of a mutual guarantee scheme covering deposits made by customers of member credit institutions (“ the Guarantee ”). The customers covered by the Guarantee include all depositors who are physical persons, whatever their nationality or country of residence. Also covered by the Guarantee are small companies constituted under the law of a Member State of the European Union, whose size is such that they would be permitted to draw up abbreviated accounts pursuant to Article 35 of the Law of December 19, 2002 on commercial companies, as amended.

In the event of insolvency of a member establishment, the AGDL protects all cash depositors by guaranteeing the reimbursement of their deposits up to the amount of EUR 100.000 or its foreign currency equivalent. All currencies are protected without distinction. No depositor can receive more than this sum, regardless of the number of accounts or deposits held in the sole or joint name of the depositor with the same credit institution.

The Law of July 27, 2000 stipulates that banks must also belong to an investment Guarantee scheme. This additional Guarantee covers the reimbursement of claims resulting from investment transactions up to the amount of EUR 20.000.

The total amount of the Guarantee will in no case exceed EUR 120.000 per customer (EUR 100.000 deposit guarantee and EUR 20.000 investor compensation) represents an absolute figure and cannot be increased by any interest, or any other amount.

The Bank has not accepted any deposits from physical persons and has not set up any provision in recognition of any potential liabilities under the guarantee.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

NOTE 29 - FINANCIAL INSTRUMENT DISCLOSURES

29.1. Primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2009, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

At carrying amount in USD	? 3 months USD	> 3 months ? 1 year USD	> 1 year ? 5 years USD	> 5 years USD	Total USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	666	0	0	0	666
Balances with the BcL	25.820.745	0	0	0	25.820.745
Loans and advances to credit institutions	992.388.967	30.000.000	0	0	1.022.388.967
Shares and other variable yield securities	0		0	3.558	3.558
Total	<u>1.018.210.378</u>	<u>30.000.000</u>	<u>0</u>	<u>3.558</u>	<u>1.048.213.936</u>
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	661.186.846	0	0	0	661.186.846
Amounts owed to customers	304.989.593	0	0	0	304.989.593
Off-balance sheet items disclosed as contingencies Guarantees and assets pledged as collateral security	1.474.255	0	0	0	1.474.255
Total	<u>967.650.694</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>967.650.694</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

As at December 31, 2008, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

At carrying amount in USD	≤ 3 months USD	> 3 months ≤ 1 year USD	> 1 year ≤ 5 years USD	> 5 years USD	Total USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	1.205	0	0	0	1.205
Balances with the BcL	47.089.413	0	0	0	47.089.413
Loans and advances to credit institutions	1.282.876.435	20.000.000	0	0	1.302.876.435
Shares and other variable yield securities	0	0	0	3.447	3.447
Total	1.329.967.053	20.000.000	0	3.447	1.349.970.500
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	722.371.760	0	0	0	722.371.760
Amounts owed to customers	529.328.622	0	0	0	529.328.622
Off-balance sheet items disclosed as contingencies	1.409.457	0	0	0	1.409.457
Guarantees and assets pledged as collateral security					
Total	1.253.109.839	0	0	0	1.253.109.839

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

29.2. Derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2009, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

At notional payable amount in USD	? 3 months USD	> 3 months ? 1 year USD	> 1 year ? 5 years USD	> 5 years USD	Total USD	Fair value USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	273.151.740	0	0	0	273.151.740	4.566.868
Swaps	200.885.191	0	0	0	200.885.191	997.354
Total	474.036.931	0	0	0	474.036.931	5.564.222
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	209.978.475	0	0	0	209.978.475	3.235.902
Swaps	130.702.702	0	0	0	130.702.702	1.860.944
Total	340.681.177	0	0	0	340.681.177	5.096.846

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2009 and a value date after December 31, 2009.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

As at December 31, 2008, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

At notional payable amount in USD	? 3 months USD	> 3 months ? 1 year USD	> 1 year ? 5 years USD	> 5 years USD	Total USD	Fair value USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	904.063.220	0	0	0	904.063.220	60.274.493
Swaps	311.792	0	0	0	311.792	7.260
Total	904.375.012	0	0	0	904.375.012	60.281.753
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	872.887.269	0	0	0	872.887.269	59.030.843
Swaps	92.641.300	0	0	0	92.641.300	1.240.788
Total	965.528.569	0	0	0	965.528.569	60.271.631

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2008 and a value date after December 31, 2008.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

29.3. Information on credit risk on primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2009, the Bank is exposed to the following credit risk on primary non-trading financial instruments:

	2009 Carrying amount in USD	2008 Carrying amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Cash, balances with the BcL	25.821.411	47.090.618
EU member countries	25.821.411	47.090.618
Loans and advances to credit institutions	1.022.388.967	1.302.876.435
EU member countries	40.642.807	17.577.052
North & Central America	81.060.912	967.079.045
Asia	900.683.749	318.143.941
Europe, non-EU member countries	415	46.067
South Africa	0	7.509
Australia and New Zealand	1.084	22.821
Shares and other variable yield securities	3.558	3.447
EU member countries	3.558	3.447
Total	<u>1.048.213.936</u>	<u>1.349.970.500</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2009

- continued -

29.4. Information on derivative non-trading financial instruments

	2009 Notional/ receivable amount in USD	2008 Notional/ receivable amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	416.716.520	1.691.822.960
Asia	67.760.770	86.141.300
America	0	311.804
Swaps		
Asia	66.415.641	85.100.169
EU member countries	264.292.548	6.537.435
Total	<u>815.185.479</u>	<u>1.869.913.668</u>

4【利害関係人との取引制限】

ファンドの投資運用会社の関係で利益相反が生じることがある。利益相反は投資運用会社とファンドの運用成績に影響する可能性がある。投資運用会社は、常に、かかる利益相反の問題を公正に解消するために合理的な努力を行う。

投資運用会社は、ファンドの投資対象の運用において最善の努力を行うことを合意しているが、投資運用会社およびその関係会社（以下、併せて「投資運用会社関係者」という。）は、ファンドについて完全にまたは相当程度専念する義務を負うものではない。投資運用会社またはその関係会社は、ファンドと類似した投資方針を有する投資信託を含む他の数多くの投資信託やファンドと同一の投資対象を数多く保有するその他の顧客に対して助言を与えることができる。投資運用会社関係者は、ファンドに対して特定の投資機会を提供する義務を負うものではない。

投資運用会社は、ファンドと類似の法主体を運営または組織することができる。

投資運用会社関係者または投資運用会社関係者が助言を行う顧客は、随時、ファンドが投資を行い、そこから投資を回収しまたは投資を行わない主体について、投資を行い、そこから投資を回収することができる。さらに、投資運用会社関係者は、助言を提供している他の顧客が売却または取得を行う投資対象についてファンドに対して取得または売却を推奨することができる。

投資運用会社関係者は、顧客勘定および自己勘定の双方で様々な証券に直接投資することができる。投資運用会社関係者は、顧客勘定または自己勘定で取引を行う際、ファンドの運用を行う過程で投資運用会社関係者が取得した情報を利用することができる。投資運用会社関係者は、かかる情報の利用から得た収益についてファンドに説明を行い、またはかかる情報の受領についてファンドに対して補償を行う義務を負わない。

かかる行動および利益相反は、受益者による受益証券の購入の必要な条件として、各受益者によって明示的に認識され、かつ承諾される。

5【その他】

(1) 定款の変更等

管理会社の定款の変更または管理会社の自発的解散もしくは清算に関しては、株主総会の決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。管理会社が6か月以上業務を停止した場合、C S S Fは、ルクセンブルグの投資信託に関する2002年12月20日法に基づき管理会社に対して付与した承認を撤回することができる。

(3) 出資の状況

該当事項はない。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（CIBC Bank and Trust Company（Cayman）Limited）（「受託会社」）

(イ) 資本金の額

平成22年6月末日現在、173,221,879米ドル（約153億円）

(ロ) 事業の内容

CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、グランド・ケイマン、ジョージ・タウンに所在する。同社は、2,730億カナダ・ドルを超える資産を有する世界最大級の銀行であるカナディアン・インペリアル・バンク・オブ・コマーシ（以下「CIBC」という。）の間接的な完全所有子会社である。CIBCケイマンは、昭和40年に設立された、ケイマン諸島の最大級の信託会社である。同社は、銀行業、信託業および投資サービス、ならびに投資信託の事務管理を行っている。同社の顧客には、ケイマン諸島および世界中の個人、法人、銀行およびファンドが含まれる。

CIBCケイマンは、適式に設立され、有効に存在し、ケイマン諸島の銀行および信託会社法に基づき事業を行うための免許を取得している。同社はまた、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2009年改訂）に基づき、投資信託の事務管理についても免許を取得している。

- (2) ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ（Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.）（「保管会社」兼「管理事務代行会社」）

(イ) 資本金の額

前記「第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況 (1) 資本金の額（平成22年6月末日現在）」に記載の通り。

- (ロ) 「第1 管理会社の概況 2 事業の内容および営業の概況」に記載の通り。

- (3) UBSグローバル・アセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッド（UBS Global Asset Management (Australia) Ltd.）（「投資運用会社」）

(イ) 資本金の額

平成22年6月末日現在、8,000,000豪ドル（約6億64万円）

(ロ) 事業の内容

UBSグローバル・アセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッドは、昭和60年に旧スイス銀行グループとしてオーストラリアにおける資産運用業務を開始した。UBSグローバル・アセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッドはオーストラリア国内においてその運用実績に定評のある資産運用会社であり、年金基金、保険会社、公的セクター、その他大企業、投資信託を中心に、多くの資産クラスで商品を提供している。

- (4) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（「日本における販売会社」兼「代行協会員」）

(イ) 資本金の額

平成22年6月末日現在、30億円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っている。

2【関係業務の概要】

- (1) C I B C バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（CIBC Bank and Trust Company（Cayman）Limited）（「受託会社」）

信託証書に基づき、受託会社は、ファンドの受託業務を行う。

受託会社は、管理会社と共に、ファンドの運営に関する最終的な権限を有する。ただし、ファンドに関する投資決定を行う権限は投資運用会社に、ファンドの管理事務に関する責任は管理事務代行会社に、それぞれ委託されている。

- (2) ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.）（「保管会社」兼「管理事務代行会社」）

保管契約および管理事務代行契約に基づき、ファンドの資産の保管および管理事務代行業務を行う。

保管会社は、ファンドの投資対象およびその他の資産を保管する。保管会社は、副保管会社の選定および任命にあたり合理的な注意を払い、かつ、委託された義務の副保管会社による履行を監督することを条件として、保管会社の義務または権利の一部または全部を履行させるため、1または複数の副保管会社を任命し、および／または使用することができる。

管理事務代行会社は、ファンドの一定の日常の管理事務業務（特に、ファンドの純資産総額の決定、ファンドの財務書類の作成および受益者登録簿の保管を含む。）を行う。

- (3) ＵＢＳグローバル・アセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッド（UBS Global Asset Management（Australia）Ltd.）（「投資運用会社」）

投資運用契約に基づきファンドの資産の運用に関する業務を行う。

投資運用会社は、ファンドのために投資決定を行い、豪ドルおよび非豪ドル市場において、ファンドのポートフォリオ取引のための売買注文を行う。適用法により許容されるところにより、これらの注文は、ＵＢＳの関係会社を含むブローカーに対して行われる。投資運用会社は、特定のポートフォリオ証券に関する決定および運用において、資産運用を行う自らの関係会社のリサーチおよび専門性を利用する。

- (4) 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社

（「日本における販売会社」兼「代行協会員」）

代行協会員として行為し、また受益証券の販売および買戻しの取扱いを行う。

3【資本関係】

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイおよび三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社の最終的な親会社は、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループである。

第３【投資信託制度の概要】

１．ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 投資信託法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2009年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2009年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2007年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2009年9月30日現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は9,838であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融行動課題実行部隊（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

２．投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定された投資信託法（2009年改訂）（以下「投信法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、投信法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2008年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるCIMAが、投信法のもとでの規制の責任を課せられている。投信法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 投信法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはゼネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

３．規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年3,659米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場
合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびゼネラルパートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している。（下記第3.2項参照）

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF 2 および MF 2 A）とともに C I M A に対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、C I M A により承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は3,659米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはゼネラルパートナー）が投信法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、C I M A に対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条3項投資信託）

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに二つの類型に分けられる。

（ ）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

（ ）受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

(b) かかる場合は、投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容を C I M A に対して届け出て、かつ3,659米ドルの当初手数料および年間手数料を支払う。

4 投資信託の現行要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、C I M A が承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは C I M A に対し報告する法的義務を負っている。

(a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。

(b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。

(d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合。

(e) 投信法、投信法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2009年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれを C I M A に通知しなければならない。

4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、C I M A に提出しなければならない。C I M A は当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、C I M A により承認された監査人を通じて C I M A に提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書を C I M A に適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

５．投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行うことができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、投信法第4(3)条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合または第4(4)条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合。
 - (e) 投信法、投信法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2009年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはゼネラルパートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初および年間の手数料は、24,390米ドルまたは30,487米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う当初および年間手数料は8,536米ドルである。

６．ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免税会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2009年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある／存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2009年改訂）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - () 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、存続期間の限られた会社でありかつ株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式の発行は認められない。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 株式の償還または買戻しの支払に加えて、収益または払込剰余金から、会社は株式の買戻しをすることができるが、会社は、資本の支払の後においても、通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有しなければならない。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免税会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免税会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免税ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2009年改訂）に基づき信託

会社として免許を受け、かつ投信法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。

- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2009年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受益者に対して資金を払い込み、投資者の利益のために（受益者と称する。）投資運用会社が運用する間、受益者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免税信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者としてない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免税信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定期間を取得することができる。
- (h) 信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免税リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免税リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免税リミテッド・パートナーシップ法（2007年改訂）である。
- (c) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するゼネラル・パートナー（その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免税リミテッド・パートナーシップ法（2007年改訂）により登録されることによって形成される。登録はゼネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ゼネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免税リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ゼネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ゼネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2002年改訂）の下での、ゼネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免税リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 出資額および譲渡の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (h) リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。パートナーシップが支払不能となったときは、上記買い戻しは6か月以内に取消しすることができる。
- (i) 免税リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。

- (j) 免税リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. 投信法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラル・パートナー）は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 設立計画運営者または運営者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投信法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投信法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
 - (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合。
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合。
 - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
 - (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
 - (a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条 投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと。
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること。

- (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
- (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
- (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
- (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること。
- (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2009年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること。
- (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
- (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。
- (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条 投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8．投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者が投信法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人が投信法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。
- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合。
- (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
- (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合。
- (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
- () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
- () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること。
- () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
- () CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
- () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
- () 少なくとも2人の取締役をおくこと。
- () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。

- (c) C I M Aの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ゼネラル・パートナーを選任すること。
 - (d) C I M Aの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてC I M Aがとりうる行為は以下の通り。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること。
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと。
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラルパートナーの交代を請求すること。
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 8.11 C I M Aが第8.10項による措置を執った場合、C I M Aは、グランドコートに対して、C I M Aが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりC I M Aに発生した費用は、管理者がC I M Aに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) C I M Aから求められたときは、C I M Aの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をC I M Aに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはC I M Aが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してC I M Aに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をC I M Aに対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後C I M Aが特定する情報、報告書、推奨をC I M Aに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとC I M Aが判断する場合、
- C I M Aは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、C I M Aは以下の措置を執ることができる。
- (a) C I M Aが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2009年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること。
 - (c) C I M Aは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 C I M Aが第8.16項の措置をとった場合、C I M Aは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 C I M Aのその他の権限に影響を与えることなく、C I M Aは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) C I M Aは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合。
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、C I M Aが

第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。

- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法（2009年改訂）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度は投信法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. 投信法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること。
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること。
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること。
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、投信法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること。
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること。
 - (d) 投信法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること。
 - (e) 投信法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAが投信法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによる投信法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 投信法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。
- (a) 投信法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
 - (b) 投資信託に関する事柄。
 - (c) 投資信託管理者に関する事柄。
- ただし、これらの情報は、CIMAが投信法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。
- (a) CIMAが投信法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
 - (b) 例えば秘密関係（保護）法（2009年改訂）、犯罪収益に関する法律（2008年）または薬物濫用法（2009年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されま

たは許可された場合。

- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合。
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、C I M Aにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、C I M Aは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ゼネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的不実表明

事実の不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ゼネラルパートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - () 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の債務を発生せしめないであろうが、その誤りがあれば不実の表明となるような形で、現存の事実の表明となる方法で文言を作成することができる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ゼネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ゼネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ゼネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2007年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2007年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3. 秘密関係（保護）法（2009年改訂）第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2009年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免税リミテッド・パートナーシップの解散は、免税リミテッド・パートナーシップ法（2007年改訂）およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ゼネラル・パートナーは解散後、パートナーシップを解散する法的責任を負っている。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、英国以外のどの国とも二重課税防止条約を締結していない。免税会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1(l)項、第6.2(g)、7項および第6.3(i)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1 2007年6月19日に発効した一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（以下「本規則」とい

う。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する新たな法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、投信法の規制を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本の金融商品取引法および内閣府令の両方に定義される日本の適格機関投資家向けに証券を発行する投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれる。また日本国内で既に証券を販売し、本規則の発効日の時点で存在している投資信託、または本規則の発効日の時点で存在し、本規則が発効した後にサブ・トラストを設定した投資信託は、「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのゼネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

() 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。

() 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。

() 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。

() 本規則、会社法（2009年改訂）および投信法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意し

た形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。

- () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにＣＩＭＡに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をＣＩＭＡに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表３の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にＣＩＭＡに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表３の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（２００９年改訂）の別表３に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表３の領域またはＣＩＭＡが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の１か月前までにその旨を書面でＣＩＭＡ、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、１か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表３の領域またはＣＩＭＡが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合は変更の１か月前までにＣＩＭＡ、投資家およびその他の業務提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則第21条は、投信法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。

- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (c) 本規則第21条(4)項は投資顧問会社が引受けてはならない業務を定めている。すなわち、投資顧問会社は、一般投資家向け投資信託のために
- () 本人として自己取引またはその取締役と取引を行ってはならない。
 - () 投資顧問会社自身または一般投資家向け投資信託以外の者の利益を図ることを目的とした取引を行ってはならない。
 - () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
 - () 株式取得の結果、一般投資家向け投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
 - () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならない。
- (d) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、投信法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、投信法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事

務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。

(b) 投信法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。

- () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所。
- () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）。
- () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
- () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
- () 監査人の氏名および住所
- () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有する取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
- () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）。
- () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）。
- () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
- () 証券の発行および売却に関する手続および条件。
- (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
- (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
- (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
- (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
- (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
- (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
- (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。
- (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述。
- (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
- (xx) 以下の記述。
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。
 - またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）。
- (xx) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）。
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- (xx) 投資顧問会社（下記事項を含む）。

- (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
- (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定。
- (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

第4【外国投資信託受益証券の様式】

受益証券の券面は発行されない。

第5【その他】

- (1) 目論見書の表紙に図案を採用する。また、目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載することがある。
- (2) 有価証券届出書「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況」、および「第三部 特別情報 第2 その他の関係法人の概況」の主要内容、外国証券取引口座約款ならびに申込み等に関する販売会社の関連内規（申込締切時間等）を要約し、請求目論見書の冒頭に記載することがある。
- (3) 目論見書の巻末に用語解説等を掲載することがある。
- (4) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用することがある。
- (5) 交付目論見書に次の事項を記載することがある。

「ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はない。」

別紙 A

定義

「管理事務代行会社」	管理事務代行会社としての地位における三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイをいう。
「代行協会員」	代行協会員としての地位における三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社をいう。
「代行協会員契約」	管理会社と代行協会員の間の契約であり、同契約に基づき、管理会社が、日本の法律、および、特に日本証券業協会によって採択された外国証券の取引に関する規則を遵守するために、代行協会員を任命したものをいう。
「豪ドル」	オーストラリアの法定通貨であるオーストラリア・ドルをいう。
「ベンチマーク」	ＵＢＳオーストラリア債券インデックス（UBS Australian Composite Bond Index 0+ YR）をいう。
「営業日」	12月24日を除く、（ ）東京、ルクセンブルグおよびシドニーの銀行営業日であり、かつ（ ）オーストラリア証券取引所の取引日である日をいう。
「ＣＩＢＣ」	カナディアン・インペリアル・バンク・オブ・コマー스를いう。
「クラス」	信託証書の条項に従い設立された受益証券の各個別のクラスをいう。
「クラスＡ受益証券」	本書および信託証書に記載する権利および権限を有する、ファンドのクラスＡ受益証券をいう。
「クラスＳ受益証券」	本書および信託証書に記載する権利および権限を有する、ファンドのクラスＳ受益証券をいう。
「ＣＳＳＦ」	ルクセンブルグ金融監督委員会をいう。
「保管会社」	保管会社としての地位における三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイをいう。
「販売会社」	販売会社としての地位における三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社をいう。
「適格投資家」	非米国人または非欧州人のうち、（ ）適用される法令に違反せずに受益証券を取得もしくは保有することができない個人、会社もしくは法主体、または（ ）前記（ ）に定める者の保管者、名義人もしくは受託者を除く者をいう。かかる制限にかかわらず、管理会社は、ＥＵ内に拠点を有するか否かを問わず、投資運用会社の関連会社に対してクラスＳ受益証券を発行することができる。
「特別決議」	ファンドの発行済受益証券総口数の90%の保有者の書面により可決され、または信託証書の規定に基づき招集され開催された受益者集会において受益者の投票総数の4分の3以上の多数により可決された受益者決議をいう。
「会計年度」	毎年3月1日に始まり、2月末に終了する期間をいう。ただし、第一期会計年度は、当初払込日から平成23年2月28日までの期間とする。
「当初払込日」	平成22年8月4日をいう。
「米国投資会社法」	アメリカ合衆国1940年投資会社法をいう。

「投資運用会社」	ＵＢＳグローバル・アセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッドをいう。
「投資運用会社関係者」	投資運用会社、そのプリンシパルおよび関連会社をいう。
「目論見書」	日本の法令に従いファンドの受益証券の日本における募集に関して作成される目論見書をいう。
「管理会社」	管理会社としての地位におけるミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイをいう。
「英文目論見書」	ファンドの複数のクラスの受益証券について随時行われる募集に関連して発行される英文目論見書をいう。
「純資産総額」	ファンドの総資産からファンドの総負債を控除した評価額であり、本書および信託証書に従い計算されたものをいう。
「クラスＡ受益証券の純資産総額」	本書および信託証書に従い計算される、クラスＡ受益証券に帰属するファンドのすべての資産からクラスＡ受益証券に帰属するファンドのすべての負債を控除した評価額をいう。
「受益証券１口当たり純資産価格」	受益証券の各クラスの純資産総額を、関連する時点における当該クラスの発行済受益証券の口数で除して得られる額をいう。
「買戻通知」	英文目論見書別紙Ｃに添付される買戻通知をいう。
「米国証券法」	アメリカ合衆国1933年証券法をいう。
「買付申込書」	受益証券の購入を希望する適格投資家によって記入される、英文目論見書別紙Ｂに添付される様式をいう。
「ファンド」	信託証書によって設立され、ＵＢＳ 豪ドル・ボンド・インカムと称するオープン・エンド型の免税ユニット・トラストをいう。
「受託会社」	ＣＩＢＣバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドをいう。
「受託会社の代理人」	受託会社、および受託会社によって任命された各役員、取締役、従業員、代理人もしくは使用人またはその他の者をいう。
「信託証書」	ファンドに関して受託会社および管理会社によって締結された2010年７月９日付信託証書（随時追補または修正される。）をいう。
「受益者」	ファンドの受益証券の保有者をいう。
「受益証券」	ファンドの資産に対する受益持分をそれぞれ表章する、ファンドの受益証券をいう。
「受益証券販売・買戻契約」	管理会社と販売会社間の契約であり、同契約に基づき、管理会社がファンドの受益証券の日本における販売会社として販売会社を任命するものをいう。
「米ドル」	アメリカ合衆国の通貨であるアメリカ合衆国ドルをいう。

別紙 B

レギュレーション S に定める米国人の定義

- (1) 1933年米国証券法（改正済み）（以下「米国証券法」という。）のレギュレーション S に基づき、「米国人」とは以下のいずれかに該当する者をいう。
- () 米国に居住する自然人
 - () 米国の法律に基づいて組織または設立されたパートナーシップまたは会社
 - () 執行人または管財人が米国人である財団
 - () 受託者が米国人である信託
 - () 米国外の法主体の米国に所在する代理機関または支店
 - () 米国人のためまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の受託者により保有される非一任運用口座または類似の口座（財団または信託を除く。）
 - () 米国で組織もしくは設立された、または（自然人の場合）米国に居住する、ディーラーまたはその他の受託者により保有される一任運用口座または類似の口座（財団または信託を除く。）
 - () 以下に該当するパートナーシップまたは法人
 - (a) 米国以外の法域の法律に基づき組織または設立され、かつ
 - (b) 米国証券法に基づき登録されていない証券への投資を主たる目的として米国人により設立されたパートナーシップまたは法人、ただし、自然人、財団または信託ではない認可投資家（米国証券法に基づくルール501(a) に定義される。）により組織または設立され、これにより所有されている場合を除く。
- (2) 前記(1)にかかわらず、米国で組織もしくは設立された、または（自然人の場合）米国に居住する、ディーラーまたはその他の専門的受託者により、非米国人のためまたは非米国人の勘定で保有される一任運用口座または類似の口座（財団または信託を除く。）は、「米国人」とはみなされない。
- (3) 前記(1)にかかわらず、執行人または管財人を務める専門的受託者が米国人である財団は、以下のすべてに該当する場合には米国人とはみなされない。
- () 米国人ではない財団の執行人または管財人が、財団の資産について単独または共同の投資裁量権を有しており、かつ
 - () 財団が米国以外の法域の法律に準拠する場合。
- (4) 前記(1)にかかわらず、受託者を務める専門的受託者が米国人である信託は、米国人ではない受託者が信託財産について単独または共同の投資裁量権を有しており、かつ信託の受益者（および信託が取消可能な場合の信託委託者）が米国人ではない場合には、米国人とはみなされない。
- (5) 前記(1)にかかわらず、米国以外の国の法律ならびに当該国の慣習的実務および文書記録に従って設定され管理されている従業員福利制度は、米国人とはみなされない。
- (6) 前記(1)にかかわらず、米国人の米国外に所在する代理機関または支店は、以下のすべてに該当する場合には「米国人」とはみなされない。
- () 代理機関または支店が有効な事業上の理由により運営されており、かつ
 - () 代理機関または支店が保険または銀行業務に従事しており、かつその所在する法域において実質的に保険または銀行業に関する規制をそれぞれ受けている場合。
- (7) 国際通貨基金、国際復興開発銀行、米州開発銀行、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、国際連合およびそれらの機関、関係者ならびに年金プラン、ならびにその他類似の国際組織、その機関、関係者ならびに年金プランは、「米国人」とはみなされない。

独立監査人の報告書

ミツビシＵＦＪグローバルカस्टディ・エス・エイ

取締役会各位

財務書類に関する報告

取締役会において任命された後、我々は、2008年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、重要な会計方針の要約およびその他の注記から構成されるミツビシＵＦＪグローバルカस्टディ・エス・エイの財務書類について監査を行った。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示することに責任を負う。当該責任には、(a) 不正または誤謬による重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制の策定、実施および維持、(b) 適切な会計方針の選定および適用、ならびに(c) 状況に応じた会計見積りの実施が含まれる。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に対する意見を表明することである。我々は、独立監査人によって適用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を支える監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む監査人の判断によって選定される。監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、財務書類の作成および公正な表示に関連するファンドの内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。

監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々の意見では、本財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して、ミツビシＵＦＪグローバルカस्टディ・エス・エイの2008年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の営業成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の法律および規制の要件に関する報告

取締役会が責任を負う経営者報告書は、本財務書類と一致している。

デロイト・エス・エイ

独立監査人

〔署名〕

ベンジャミン・ラム

パートナー

2009年4月30日

[次へ](#)

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES

To the Board of Directors of
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

Report on the annual accounts

Following our appointment by the Board of Directors, we have audited the accompanying annual accounts of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A., which comprise the balance sheet as at December 31, 2008 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the réviseur d'entreprises

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the Institut des réviseurs d'entreprises. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgement of the réviseur d'entreprises, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the réviseur d'entreprises considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A. as of December 31, 2008 and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report, which is the responsibility of the board of directors, is consistent with the annual accounts.

Deloitte S.A.

Réviseur d'entreprises

Benjamin Lam

Partner

April 30, 2009

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

取締役会各位

承認された監査人の報告書

財務書類に関する報告

取締役会において任命された後、我々は、2009年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、重要な会計方針の要約およびその他の注記から構成されるミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの財務書類について監査を行った。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示することに責任を負う。当該責任には、(a) 不正または誤謬による重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制の策定、実施および維持、(b) 適切な会計方針の選定および適用、ならびに(c) 状況に応じた会計見積りの実施が含まれる。

承認された監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に対する意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融セクター監視委員会によって適用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を支える監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む承認された監査人の判断によって選定される。承認された監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、財務書類の作成および公正な表示に関連するファンドの内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。

監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々の意見では、本財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの2009年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の営業成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の法律および規制の要件に関する報告

取締役会が責任を負う経営者報告書は、本財務書類と一致している。

デロイト・エス・エイ
独立監査人

〔署名〕
ベンジャミン・ラム
パートナー

2010年 5 月 5 日

[次へ](#)

To the Board of Directors of
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGRÉ É

Report on the annual accounts

Following our appointment by the Board of Directors, we have audited the accompanying annual accounts of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A., which comprise the balance sheet as at December 31, 2009 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the réviseur d'entreprises agré é

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgement of the réviseur d'entreprise agré é, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the réviseur d'entreprise agré é considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A. as of December 31, 2009 and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report, which is the responsibility of the board of directors, is consistent with the annual accounts.

Deloitte S.A.

Réviseur d'entreprises agréé

Benjamin Lam

Partner

May 5, 2010

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。